

平成21年度

事業概要

横浜市資源循環局



目 次

第1 機構・組織・人員及び予算	2 市民・事業者・行政が協働し、 ごみ減量を推進・・・・・・・・・・28
1 資源循環局組織図・・・・・・・・・・1	(1) 「ヨコハマはG30」推進本部
2 資源循環局事務分掌・・・・・・・・・・4	(2) G30サポーター
3 所属・職種別人員表・・・・・・・・・・11	(3) G30コーディネーター
4 平成21年度予算・・・・・・・・・・12	(4) 環境事業推進委員制度
第2 ごみ処理	(5) 横浜環境行動賞「ヨコハマはG30」推進者表彰
1 平成20年度処理状況・・・・・・・・・・18	(6) 発生抑制に向けた取組
2 平成20年度ごみ組成・・・・・・・・・・19	3 徹底的なごみの分別と資源化の推進・・31
3 処理状況の推移・・・・・・・・・・20	(1) 家庭系ごみ
第3 ごみと資源物の収集	ア 分別収集品目拡大事業
1 家庭系ごみ・・・・・・・・・・22	イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集
(1) 燃やすごみ	ウ 古紙及び古布の分別収集
(2) 缶・びん・ペットボトル	エ プラスチック製容器包装の分別収集
(3) 小さな金属類	オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球の分別収集
(4) 乾電池	カ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度
(5) プラスチック製容器包装	キ 集合住宅対策
(6) スプレー缶	ク 資源集団回収促進事業
(7) 古紙	ケ 資源回収ボックス事業
(8) 古布	コ センターリサイクル事業
(9) 燃えないごみ	サ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成
(10) 粗大ごみ	シ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成
2 事業系ごみ・・・・・・・・・・24	ス 生ごみ回収・資源化調査事業
3 動物の死体処理・・・・・・・・・・24	セ せん定枝チップ機の貸出し
4 ごみ処理原価年度別推移・・・・・・・・24	ソ 地域還元事業
第4 横浜G30プランの推進	(2) 事業系ごみ
1 市民・事業者・行政が情報を共有・・25	ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ
(1) 広報啓発活動	イ 立入調査
(2) リサイクルプラザ事業	ウ 焼却工場での搬入物検査
(3) リサイクルコミュニティセンター事業	エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度
	オ せん定枝のリサイクル

カ 公共用コンポスト事業	3	第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画	50
キ 「市役所ごみゼロ」の推進	4	不適正処理の監視・指導	50
4 環境に配慮したごみ処理の推進	40	5 排出事業者指導	50
(1) 焼却処理	6	処理業者指導	51
(2) 焼却灰の有効利用	7	最終処分指導	51
(3) 埋立処分	8	公共関与による処理処分施設	52
(4) 焼却工場の余熱利用	9	産業廃棄物処分場跡地利用	52
(5) 廃棄物資源化技術の調査・研究	10	建設リサイクル法等に係る事務	52
(6) 排出禁止物・適正処理困難物	11	自動車リサイクル法に係る事務	53
(7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導		第7 研修・厚生	
5 環境にやさしい、		1 職員研修	54
きれいな街づくりの推進	44	2 衛生管理	54
(1) クリーンタウン横浜事業		3 事故防止対策	54
(2) 不法投棄防止対策		4 その他	54
(3) 放置自動車の処理		第8 (財)横浜市資源循環公社	
第5 し尿処理		1 概要	55
1 収集処理の状況	46	2 事業内容	55
2 終末処理の状況	46	第9 手数料関係	
3 公衆トイレ・災害対策用トイレ	46	1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用	57
4 浄化槽	46	2 ごみ処理手数料の推移	58
(1) 浄化槽設置の手続き		3 動物死体処理手数料の推移	59
(2) 設置指導及び工事検査			
(3) 維持管理指導			
5 し尿・浄化槽等汚泥収集状況	47		
第6 産業廃棄物			
1 産業廃棄物	48		
(1) 発生状況と処理状況			
(2) 産業廃棄物の処分状況			
2 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、			
適正処理の推進	49		

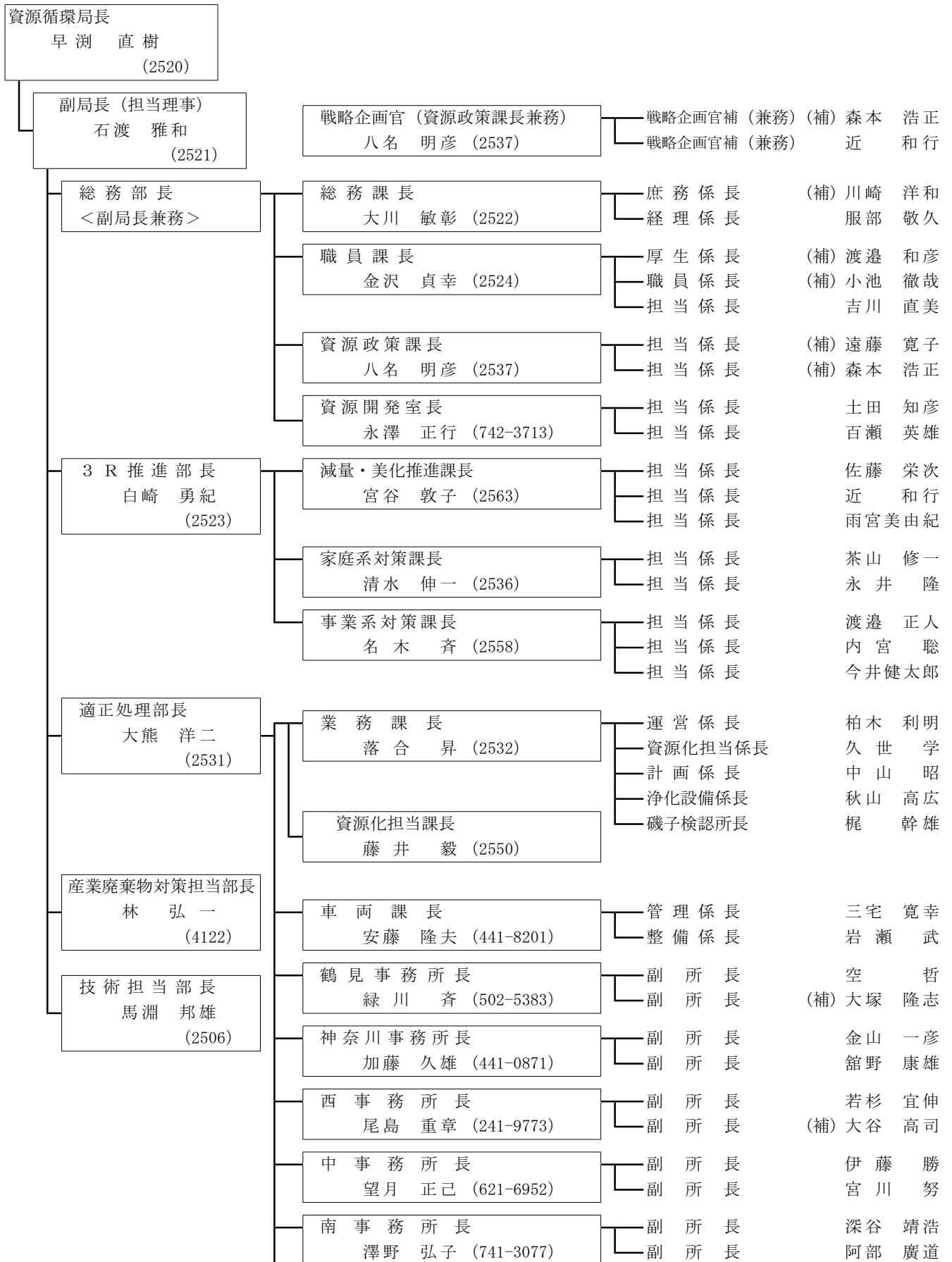
資料編

第1 条例・規則	第3 事業年表
1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び 適正処理等に関する条例・・・61	1 沿革・・・109
2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び 適正処理等に関する規則・・・71	2 最近の事業・・・110
3 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の 防止及び適正な処理に関する条例・・・83	第4 施設・車両等
4 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止 及び適正な処理に関する条例施行規則・・・86	1 施設・・・116
5 横浜市リサイクル施設条例・・・88	(1) 車両課
6 横浜市リサイクル施設条例施行規則・・・90	(2) 事務所
7 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則・・・91	(3) し尿検認所
8 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の 防止に関する条例・・・92	(4) 焼却工場
9 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の 防止に関する条例の一部を改正する条 例の施行期日を定める規則・・・95	(5) 資源開発室
10 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の 防止に関する条例施行規則・・・95	(6) 最終処分場
	(7) 職員住宅
	(8) リサイクル施設等
	(9) 収集施設
	(10) 余熱利用施設
	(11) 粗大ごみ収集センター
	(12) 公衆トイレ
	2 焼却工場・輸送事務所一覧・・・122
	(1) 焼却工場
	(2) 輸送事務所
	3 車両等・・・125
	(1) ごみ関係車両
	(2) し尿関係車両
	4 資源化施設一覧・・・126
	5 施設配置図・・・128
第2 主要な告示	
1 一般廃棄物処理計画実施計画・・・97	
2 再生利用等促進物の指定・・・105	
3 適正処理困難物の指定・・・105	
4 美化推進重点地区の指定・・・105	
5 自動販売機の届出対象地区の指定・・・105	
6 喫煙禁止地区の指定・・・105	
7 横浜市が処分する産業廃棄物・・・106	
8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び 適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく 総合施策・・・108	

第1 機構・組織・人員及び予算

1 資源循環局組織図(平成21年5月1日現在)

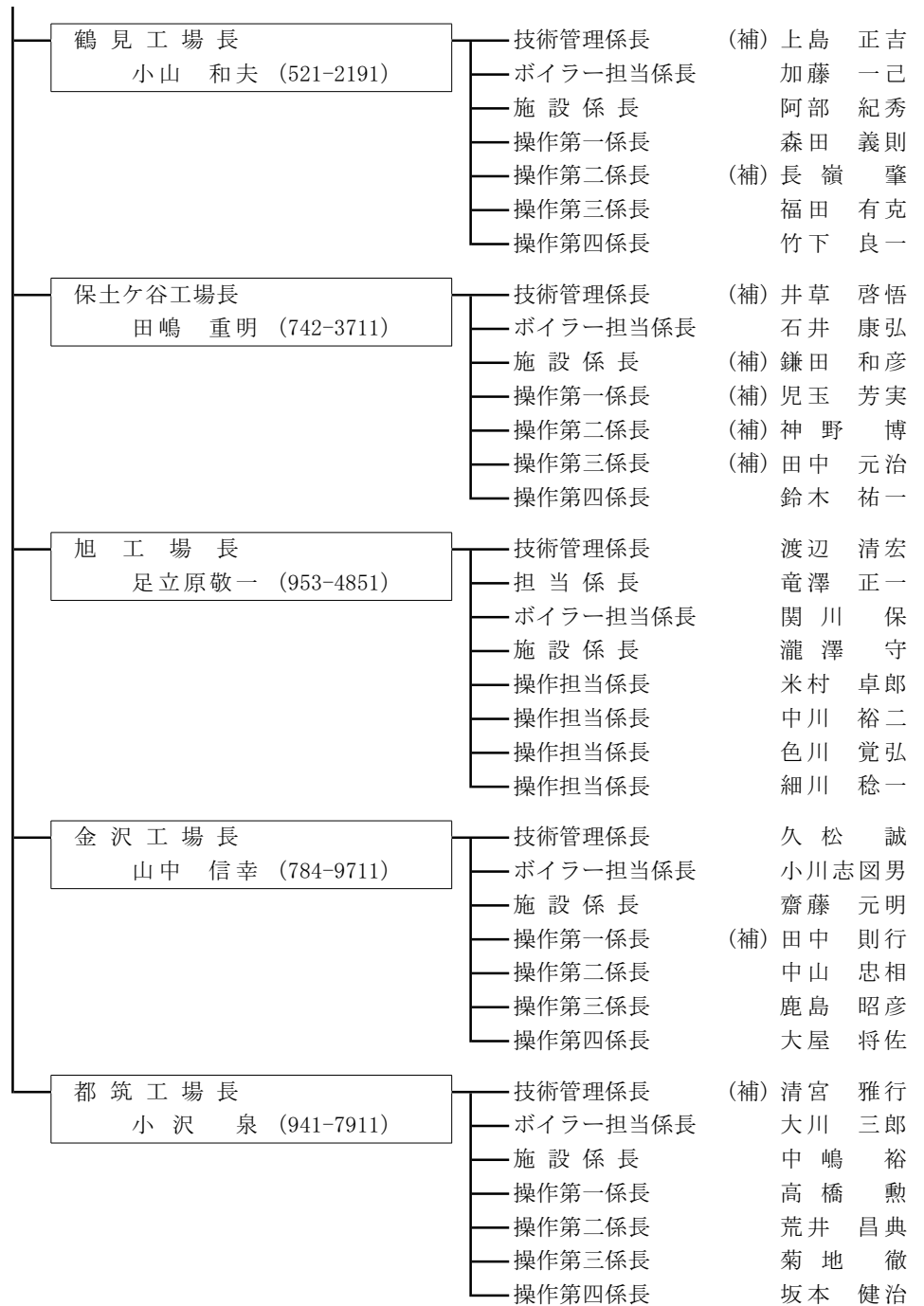
(補)は課長補佐



(適正処理部)

港南事務所長 鈴木 明 (832-0135)	副 所 長 副 所 長	安藤 久男 青木 雅徳
保土ヶ谷事務所長 高鳥 修一 (742-3715)	副 所 長 副 所 長	田村 照夫 須賀 一裕
旭事務所長 浅沼 孝義 (953-4811)	副 所 長 副 所 長	江川 秀樹 (補) 松下 博和
磯子事務所長 大澤友紀雄 (761-5331)	副 所 長 副 所 長	鳥海 俊一 高岡 直人
金沢事務所長 石井 宗男 (781-3375)	副 所 長 副 所 長	小川 信幸 魚住 守
港北事務所長 武井 和弘 (541-1220)	副 所 長 副 所 長	屋代 正男 (補) 川名 孝男
緑事務所長 菅野 孝義 (983-7611)	副 所 長 副 所 長	石井 廣康 渋谷 正博
青葉事務所長 河井 一広 (975-0025)	副 所 長 副 所 長	(補) 太田南海男 原 宏
都筑事務所長 中後 博 (941-7914)	副 所 長 副 所 長	久田 久幸 控井 豊
戸塚事務所長 杉田 稔 (824-2580)	副 所 長 副 所 長	中山 和雄 清水 敏郎
栄事務所長 吉田 美幸 (891-9200)	副 所 長 副 所 長	(補) 増山 徹 斉藤 重光
泉事務所長 河原 正継 (803-5191)	副 所 長 副 所 長	竹内 秀男 田口 篤之
瀬谷事務所長 島森 竹一 (364-0561)	副 所 長 副 所 長	山田 守 熊坂 弘行
北部事務所長 池松 秀則 (953-0941)	副 所 長 副 所 長	三枝 誠 鈴木 雅廣
産業廃棄物対策課長 荻谷 恵司 (2526)	管理係長	(補) 岡田 要一
監視指導担当課長 松野 一郎 (4104)	監視指導担当係長	(補) 津端 建也
	排出指導係長	(補) 山内 泉
	担当係長	田中 正
	施設指導係長	(補) 林 総
	担当係長	佐藤 憲生
施設課長 濱田 雅巳 (2527)	管理係長	卯都木隆幸
焼却灰資源化等担当課長 田辺 保夫 (4145)	技術監理担当係長	(補) 福田 裕
	施設係長	石井 聡
	設備係長	(補) 安室 睦芳
	電気係長	(補) 長谷部 孝広
	土木係長	中島 俊之
	担当係長	生井 秀一
処分地管理課長 葛西 隆 (2534)	運営管理係長	(補) 吉川 勝朗
	排水管理係長	中村 浩
	神明台処分地管理事務所長	(補) 大滝 守

(適正処理部)



(財) 横浜市資源循環公社			
部長	佐藤 善樹	課長	長 英司
		課長	小川 泰一
		係長	岩田 浩
			内藤 満
			有田 利行
環境省			
		係長	中坪 学一
(社) 全国都市清掃会議			
		課長	木村 安次

2 資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の広聴に関すること。
- 7 財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料等の徴収及び減免に関すること。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用等の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

資源政策課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 4 局の事務事業の広報及び情報化に係る企画並びに総合調整等に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 資源開発室との連絡調整に関すること。

資源開発室

- 1 廃棄物等の資源化のための研究及び開発に関すること。
- 2 資源循環局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験及び研究に関すること。
- 3 資源循環局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査、研究及び指導に関すること。

3 R 推進部

減量・美化推進課

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項中同じ。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る普及及び啓発に関すること。
- 3 街の美化の推進に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 4 不法投棄廃棄物に関すること。
- 5 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 6 部内他の課の主管に属しないこと。

家庭系対策課

- 1 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物の分別の推進に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 4 環境事業推進委員に関すること。
- 5 リサイクル施設等の運営管理に関すること。

事業系対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。

適正処理部

業務課

運営係

- 1 事務所（北部事務所を除く。）に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 3 資源化に係る中間処理施設及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 4 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。

浄化設備係

- 1 浄化槽（地域共同浄化槽を含む。以下この部中同じ。）の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関すること。
- 2 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関すること。
- 3 浄化槽の維持管理についての指導監督に関すること。
- 4 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- 5 浄化槽関係団体の指導に関すること。
- 6 一般廃棄物（し尿に限る。）の処理に係る調査研究及び実施の計画に関すること。
- 7 し尿及び浄化槽の汚泥の処分に関すること。
- 8 公衆便所及び移動公衆便所に関すること。
- 9 北部事務所及び磯子検認所に関すること。
- 10 その他浄化槽及びし尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

磯子検認所

- 1 検認所の管理に関すること。
- 2 し尿等の輸送量の検認及び集計に関すること。
- 3 機械装置、電気設備その他付帯設備の運転操作及び維持管理に関すること。
- 4 所属職員の労務管理に関すること。
- 5 所属職員の安全衛生管理に関すること。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関する事。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関する事。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関する事。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関する事。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関する事。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関する事。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関する事。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関する事（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関する事。
- 12 環境事業推進委員に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関する事。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関する事。
- 15 所属職員の労務管理に関する事。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関する事。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関する事。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関する事。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関する事。
- 3 し尿の排出量の調査に関する事。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関する事。
- 5 公衆便所の衛生管理に関する事。
- 6 し尿の違法処理の監視に関する事。
- 7 所属職員の労務管理に関する事。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関する事。

産業廃棄物対策課

管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事。
- 2 産業廃棄物処理関係団体に関する事。
- 3 他の係の主管に属しない事。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車等の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破砕業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整並びに調査研究に関すること。
- 2 局所管施設及び併設施設の工事に係る実施の計画及び調査研究に関すること。
- 3 局所管施設及び併設施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 4 局所管施設及び併設施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 5 局所管施設及び併設施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 6 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 7 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る工事の設計及び施行に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

設備係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、課、室、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 処分地管理事務所に関すること。
- 9 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

排水管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

神明台処分地管理事務所

- 1 処分地及び処分地管理事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物のうち固形状のもの（法第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち固形状のものを含む。第4号において同じ。）の埋立作業に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（処分地へ直接搬入されたものに限る。）。
- 4 市設置の処分地への一般廃棄物のうち固形状のもの搬入量の調査及び認定に関すること。
- 5 処分地管理事務所に属する車両、機材及び施設等の維持管理に関すること。
- 6 所属職員の労務管理に関すること。
- 7 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理（他の係の主管に属するものを除く。）に関すること。

- 2 一般廃棄物の搬入計画に関する事。
- 3 残灰の搬出処分に関する事。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関する事。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関する事(他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関する事。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 8 焼却灰溶融設備に関する事(金沢工場に限る。)
- 9 工場見学の受入れに関する事(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- 10 他の係の主管に属しない事。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関する事(他の部、課、係の主管に属するものを除く。)
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事(鶴見工場及び金沢工場に限る。)
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関する事。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関する事(旭工場に限る。)
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関する事(旭工場に限る。)

操作第一係(旭工場を除く。)

操作第二係(旭工場を除く。)

操作第三係(旭工場を除く。)

操作第四係(旭工場を除く。)

- 1 一般廃棄物の焼却作業の実施に関する事。
- 2 機械及び電気設備の運転操作に関する事。

3 所属・職種別人員表(平成21年5月1日)

所 属		職 名				職 種							
		事 務	技 術	技 能	計	課長級以上	課長補佐 係長級	事 務		技 術	技 能		計
								事 務	指 導 員		転手等 自動車運	員等 保守技能	
総務部	総 務 課	17	2		19	4	3	12					19
	職 員 課	13			13	1	2	10					13
	資 源 政 策 課	6	3		9	1	2	4		2			9
	資 源 開 発 室	2	21		23	1	2	2		18			23
3R推 進部	減量・美化推進課	15			15	2	3	9	1				15
	家庭系対策課	10			10	1	2	7					10
	事業系対策課	11			11	1	3	5	2				11
適正 処理部	業 務 課	21	6		27	3	4	14	2	4			27
	車 両 課	4	5	32	41	1	2	3		3		32	41
	産業廃棄物対策課	18	26		44	3	6	11	1	23			44
	施 設 課	7	37		44	3	7	6		28			44
	処分地管理課	6	9	7	22	1	2	5		7		7	22
小 計		130	109	39	278	22	38	88	6	85		39	278
事 務 所	鶴 見 事 務 所	11		84	95	1	2	2	6		84		95
	神 奈 川 〃	11		88	99	1	2	2	6		88		99
	西 〃	8		13	21	1	2		5		13		21
	中 〃	9		27	36	1	2		6		27		36
	南 〃	10		84	94	1	2	2	5		84		94
	港 南 〃	11		92	103	1	2	2	6		92		103
	保土ヶ谷 〃	10		66	76	1	2	2	5		66		76
	旭 〃	11		84	95	1	2	2	6		84		95
	磯 子 〃	9		80	89	1	2	1	5		80		89
	金 沢 〃	9		79	88	1	2	1	5		79		88
	港 北 〃	12		104	116	1	2	2	7		104		116
	緑 〃	9		53	62	1	2	1	5		53		62
	青 葉 〃	11	1	90	102	1	2	3	6		90		102
	都 筑 〃	10		52	62	1	2	1	6		52		62
	戸 塚 〃	11		77	88	1	2	2	6		77		88
	栄 〃	8		15	23	1	2		5		15		23
	泉 〃	9		57	66	1	2	1	5		57		66
	瀬 谷 〃	9		49	58	1	2	1	5		49		58
	北 部 事 務 所	8		66	74	1	2	1	4		66		74
	磯 子 検 認 所	1	3	5	9		1	1		2		5	9
神明台処分地管理事務所	2		8	10		1	1				8	10	
小 計		189	4	1,273	1,466	19	40	28	104	2	1,260	13	1,466
工 場	鶴 見 工 場	3	37	27	67	1	7	3		29		27	67
	保土ヶ谷 〃	3	32	22	57	1	7	3		24		22	57
	旭 〃	3	34	21	58	1	8	3		25		21	58
	金 沢 〃	4	32	31	67	1	7	4		24		31	67
	都 筑 〃	2	36	25	63	1	7	2		28		25	63
	小 計		15	138	126	312	5	36	15		130		126
合 計		334	251	1,438	2,056	46	114	131	110	217	1,260	178	2,056

4 平成21年度予算

平成21年度一般会計歳入予算説明

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
14款 分担金及び負担金	千円 9,643	千円 12,983	千円 △3,340	
1項 負担金	9,643	12,983	△3,340	
4目 資源循環費金 負担金	9,643	12,983	△3,340	
(1) 駅前広場清掃費金 負担金	9,643	12,983	△3,340	横浜駅西口駅前広場清掃に伴う東日本旅客鉄道(株)からの負担金
15款 使用料及び手数料	6,390,044	6,440,285	△50,241	
2項 手数料	6,247,203	6,311,928	△64,725	
4目 資源循環手数料	6,247,203	6,311,928	△64,725	
(1) 一般廃棄物 処理手数料	5,744,353	5,744,353	0	
(2) 産業廃棄物 処理手数料	496,250	567,000	△70,750	
(3) 使用済自動車 引取業者登録等 申請手数料	6,600	575	6,025	
3項 証紙収入	142,841	128,357	14,484	
4目 資源循環 証紙収入	142,841	128,357	14,484	
(1) 証紙収入	142,841	128,357	14,484	
16款 国庫支出金	27,856	38,793	△10,937	
2項 国庫補助金	24,156	34,710	△10,554	
6目 資源循環費金 国庫補助金	24,156	34,710	△10,554	
(1) 工場補助 費金	9,704	32,257	△22,553	焼却灰有効利用事業に伴う補助金
(2) 低公害車両 整備費補助金	4,452	2,453	1,999	収集車等低公害推進事業に伴う補助金
(3) 地球温暖対策 補助金	10,000	0	10,000	
3項 国庫委託金	3,700	4,083	△383	
6目 資源循環費金 国庫委託金	3,700	4,083	△383	
(1) 歩道清掃 委託費金	3,700	4,083	△383	国道16号線の歩道清掃に伴う委託金

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
17款 県 支 出 金	千円 17,021	千円 0	千円 17,021	
2項 県 補 助 金	17,021	0	17,021	
10目 緊急雇用創出事業 費 補 助 金	17,021	0	17,021	
(1) 緊急雇用創出事業 費 補 助 金	17,021	0	17,021	
18款 財 産 収 入	千円 266,809	千円 224,670	千円 42,139	
1項 財 産 運 用 収 入	217,972	149,368	68,604	
1目 財 産 貸 付 収 入	217,972	149,368	68,604	
(1) 土 地 貸 付 収 入	216,886	147,370	69,516	
(2) 建 物 貸 付 収 入	1,086	1,998	△ 912	職員住宅の貸付収入の減
2項 財 産 売 払 収 入	48,837	75,302	△ 26,465	
2目 物 品 売 払 収 入	30,800	56,800	△ 26,000	
(1) 不 用 物 品 売 払 収 入	30,800	56,800	△ 26,000	廃車の売却収入
3目 生 産 物 売 払 収 入	18,037	18,502	△ 465	
(1) 生 産 物 売 払 収 入	18,037	18,502	△ 465	グリーンコンポスト製品等の売却収入
19款 寄 付 金	2,640	3,080	△ 440	
1項 寄 付 金	2,640	3,080	△ 440	
1目 指 定 寄 付 金	2,640	3,080	△ 440	
(2) 放 置 自 動 車 処 理 費 寄 付 金	2,640	3,080	△ 440	路上放棄車処理協力会からの寄付金
22款 諸 収 入	5,176,939	5,281,461	△ 104,522	
1項 延滞金、加算金 及 び 過 料	6,018	220	5,798	
1目 延 滞 金	8	10	△ 2	
(1) 延 滞 金	8	10	△ 2	一般廃棄物処理手数料に係る延滞金
3目 過 料	6,010	210	5,800	
(1) 過 料	6,010	210	5,800	喫煙禁止地区等における過料

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
3項 貸付金元利収入	5,618	1,450	4,168	
5目 資源循環費 貸付金元利収入	5,618	1,450	4,168	
(1) 一般廃棄物処理 手数料収納資金 貸付金元利収入	750	1,450	△ 700	
(2) ポイ捨て・喫煙禁止 条例過料収納資金 貸付金元利収入	500	0	500	
(3) かながわ廃棄物処理 事業 団 貸付金元利収入	4,368	0	4,368	
5項 雑 入	千円 5,165,303	千円 5,279,791	千円 △ 114,488	
6目 資源循環費雑入	4,843,443	5,149,914	△ 306,471	
(1) 施設管理収入	176,651	183,072	△ 6,421	
(2) 資源化物 売 払 収 入	2,066,869	2,369,809	△ 302,940	缶・ペットボトル・古紙等の売払収入
(3) 広告料収入	3,953	2,425	1,528	
(4) 発電収入	2,367,878	2,462,288	△ 94,410	焼却工場の発電電力売却収入
(5) 移動トイレ収入	700	700	0	
(6) 他都市廃棄物 処 理 収 入	227,372	131,600	95,772	
(7) 自動車損害賠償 責任保険金収入	10	10	0	
(8) 視察等対応収入	10	10	0	
14目 雑 入	321,860	129,877	191,983	
(2) 社会保険料 納 付 金	5,482	4,124	1,358	嘱託員の社会保険料本人負担分
(3) そ の 他	316,378	125,753	190,625	市役所ごみゼロルート回収負担金等
23款 市 債	849,000	632,000	217,000	
1項 市 債	849,000	632,000	217,000	
6目 資源循環債	849,000	632,000	217,000	
(1) 産業廃棄物対策費 充 当 債	849,000	256,000	593,000	戸塚区品濃町最終処分場支障除去に伴う市債
廃節工場費充当債	0	376,000	△ 376,000	
歳 入 合 計	12,739,952	12,633,272	106,680	

平成21年度一般会計歳出予算説明

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
	千円	千円	千円	
7款 資源循環費	46,369,405	48,039,175	△ 1,669,770	
1項 資源循環管理費	30,983,098	32,776,402	△ 1,793,304	
1目 資源循環総務費	22,110,576	23,278,745	△ 1,168,169	局職員の人件費 廃棄物減量化・資源化等推進審議会費 一般廃棄物処理手数料徴収事業費 クリーンセンター管理費 一般管理費等 (減額理由) 人件費の減
2目 減量・リサイクル 推 進 費	5,327,315	6,126,011	△ 798,696	分別収集の推進事業費 資源選別施設運営費 焼却灰有効利用事業費 「ヨコハマはG30」推進事業費 生ごみコンポスト化推進事業費 資源集団回収促進事業費 生ごみ回収・資源化調査事業費 リサイクルプラザ運営費 事業系ごみ適正搬入推進事業費 一般管理費等 (減額理由) 資源選別施設管理運営事業費及び焼却 有効利用事業費の減
3目 事務所費	1,377,636	1,495,591	△ 117,955	事務所運営費 事務所等維持補修費 (減額理由) 事務所等維持補修費の減
4目 事務所等整備費	395,392	211,280	184,112	資源化施設基幹改修事業費 グリーンコンポストプラント施設補修費 中継施設整備事業費 (増額理由) 中継施設整備事業費の増
5目 車両管理費	1,772,179	1,664,775	107,404	収集車両等低公害化推進費 車両維持管理費 (増額理由) 収集車両等低公害化推進費の増

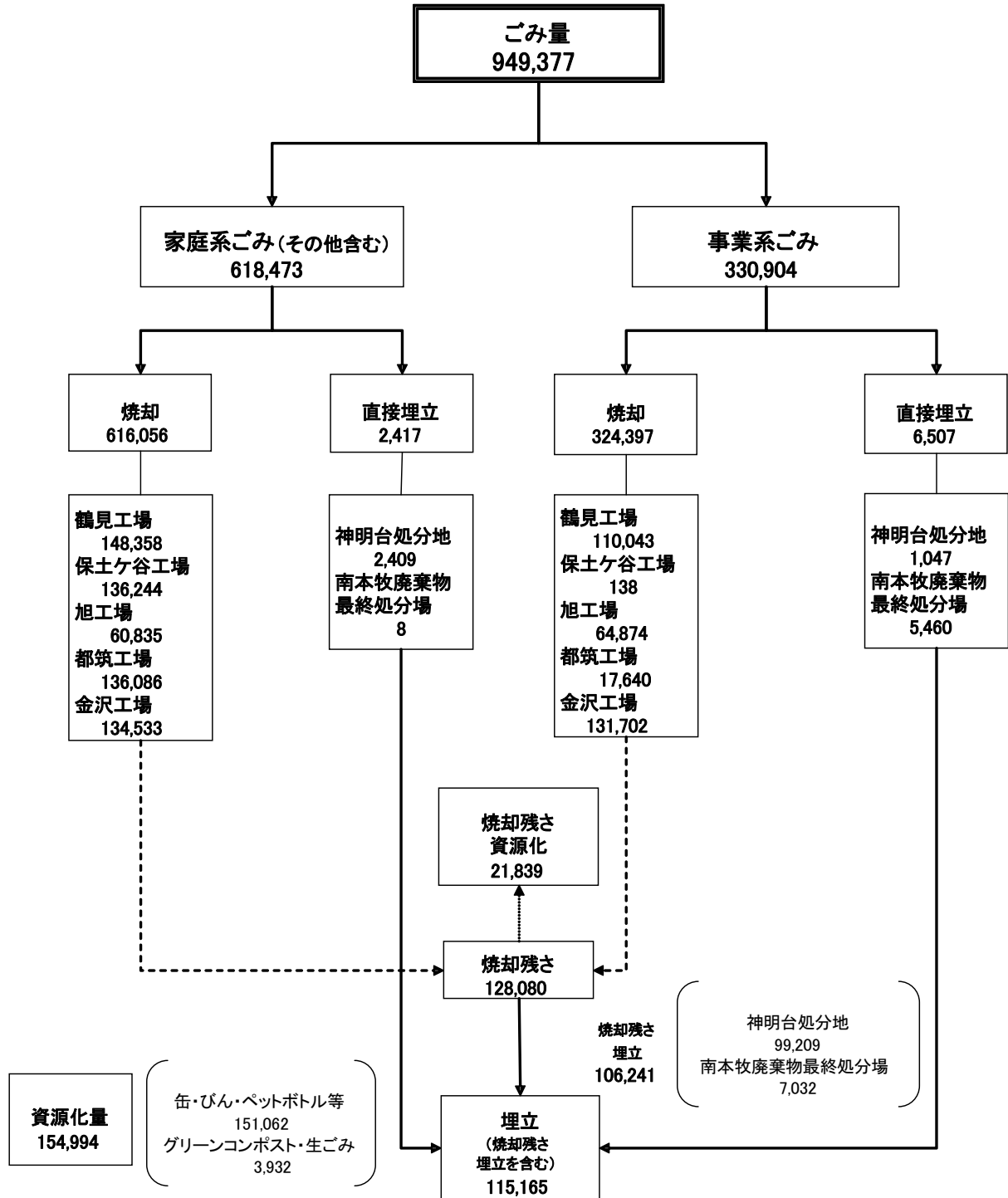
科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
	千円	千円	千円	
2項 適正処理費	15,032,288	14,895,135	137,153	
1目 適正処理費	3,387,280	3,280,131	107,149	家庭ごみ収集運搬業務委託事業費 中継輸送業務委託事業費 粗大ごみ処理事業費 クリーンタウン横浜事業費 不法投棄防止対策事業費 放置自動車対策事業費 管路収集施設運営費 一般管理費等 (増額理由) 家庭ごみ収集運搬業務委託事業費の増
2目 工場費	3,497,900	4,008,525	△ 510,625	工場運営費 工場補修費 工場環境保全調査費 焼却工場排ガス処理施設整備事業 一般管理費等 (減額理由) 工場補修費及び焼却工場排ガス処理施設整備事業費の減
3目 処分地費	6,791,284	6,849,316	△ 58,032	南本牧ふ頭第5ブロック処分場整備費 神明台処分地跡地整備費 南本牧埋立事業負担金 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 神明台処分地地下水環境保全対策事業費 処分地環境保全調査費 一般管理費等 (減額理由) 南本牧ふ頭第5ブロック処分場整備費負担金の増
4目 産業廃棄物費	1,355,824	757,163	598,661	南本牧埋立事業負担金 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 中間処理リサイクル推進事業費 産業廃棄物不適正処理監視・指導強化事業費 PCB適正処理推進事業費 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業費 一般管理費等 (増額理由) 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業費の増

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
3項 し尿処理費	千円 354,019	千円 367,638	千円 △ 13,619	
1目 し尿処理総務費	190,431	282,985	△ 92,554	し尿処理総務管理費 公衆トイレ維持管理費 浄化槽指導事業費 (減額理由) し尿処理総務管理費の減
2目 し尿処理施設費	163,588	84,653	78,935	磯子検認所運営費 磯子検認所補修費 災害対策用トイレ整備事業費 公衆トイレ整備事業費 (増額理由) 磯子検認所運営費の増
歳 出 合 計	46,369,405	48,039,175	△ 1,669,770	

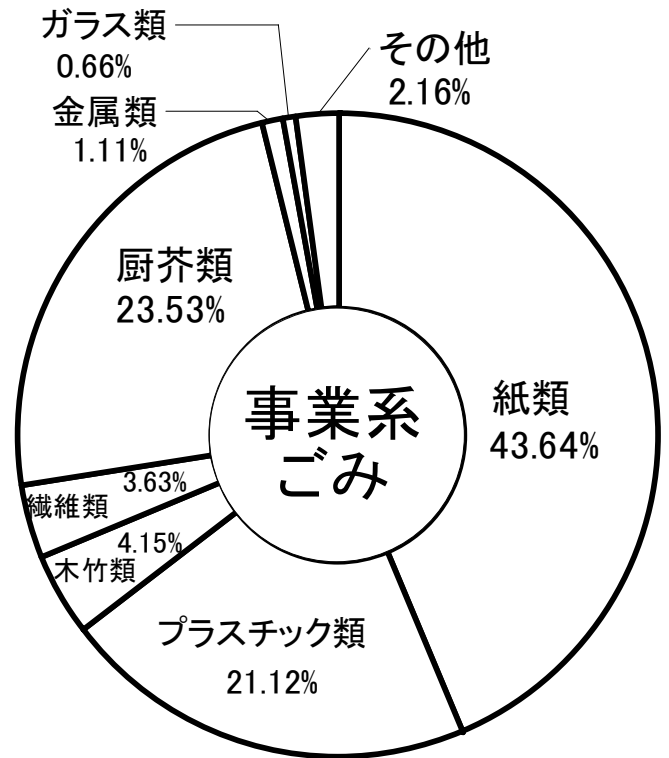
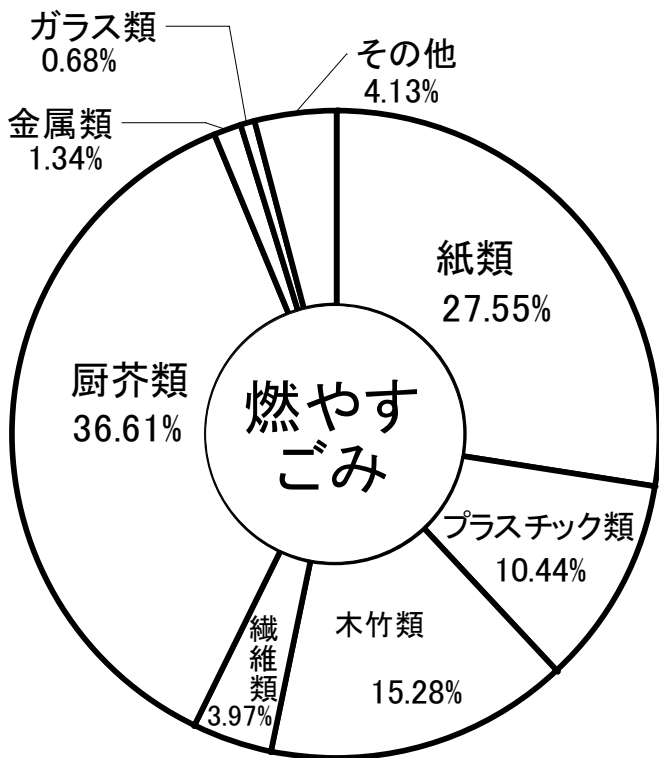
第2 ごみ処理

1 平成20年度 処理状況

(単位：トン)



2 平成20年度ごみ組成



	紙類	プラスチック類	木竹類	繊維類	厨芥類	金属類	石陶磁器	ガラス	その他
平成16年	39.88	17.84	4.11	3.76	28.75	1.14	0.76		3.76
平成17年	37.85	15.13	5.73	3.42	31.65	0.98	0.93		4.31
平成18年	40.11	14.65	6.66	4.62	29.26	0.80	0.63		3.27
平成19年	39.00	14.02	9.81	5.42	26.09	0.69	0.67		4.30
平成20年	34.92	13.29	9.22	5.16	31.61	0.97	0.44		4.39

単位：%

上段円グラフ：「燃やすごみ」は、家庭系ごみのうち燃やすごみ。「事業系ごみ」は、焼却する物の組成。すべて湿基準で表示。

下段棒グラフ：工場に搬入され焼却するすべてのごみの組成。工場ごみピットより採取したごみのデータを使用。すべて湿基準で表示。

3 処理状況の推移

	処 理 内 訳														
	ご み 量								資 源 化 量						
	家 庭 系			事 業 系			計	資 源 物 売 却 ・ 引 渡 し 量							
	焼却		埋立	小計	焼却			埋立	小計	缶	びん	ペットボ トル	小さな金 属類	プラスチッ ク製容器 包装	スプレー 缶
燃やす ごみ※1	その他	焼却			埋立										
13年度	900,826	27,709	6,226	934,761	664,687	9,707	674,394	1,609,155	12,149	21,558	3,794	※2 1,077	1,255	-	
14年度	895,436	22,625	9,615	927,676	649,421	8,810	658,231	1,585,907	11,714	19,934	6,797	※2 1,340	1,323	-	
15年度	885,985	23,419	10,209	919,613	604,511	8,216	612,727	1,532,340	11,151	19,122	7,818	※2 1,522	1,886	6	
16年度	819,903	22,945	11,639	854,487	452,158	8,982	461,140	1,315,627	11,411	18,196	9,305	※2 2,696	8,698	61	
17年度	615,317	21,941	14,050	651,308	403,032	8,931	411,963	1,063,271	11,641	19,585	10,742	4,233	44,026	279	
18年度	619,230	26,863	5,910	652,003	371,676	8,249	379,925	1,031,928	11,275	18,802	11,668	4,503	45,956	304	
19年度	594,016	29,456	4,489	627,961	351,044	7,556	358,600	986,561	11,050	21,134	12,238	4,418	47,285	418	
20年度	584,964	31,092	2,417	618,473	324,397	6,507	330,904	949,377	10,632	21,182	12,241	4,977	48,342	533	
平成 20 年度 月別	4月	48,668	2,300	222	51,190	26,597	538	27,135	78,325	822	1,706	907	490	3,987	31
	5月	54,210	3,157	276	57,643	27,846	576	28,422	86,065	905	1,686	1,024	458	4,320	37
	6月	48,769	3,487	184	52,440	28,178	553	28,731	81,171	898	1,753	971	385	3,907	37
	7月	52,430	2,626	245	55,301	30,155	487	30,642	85,943	888	1,769	1,234	414	4,071	41
	8月	47,761	2,149	168	50,078	27,676	469	28,145	78,223	1,028	1,831	1,456	350	4,006	47
	9月	49,794	2,691	171	52,656	28,934	473	29,407	82,063	931	1,728	1,236	402	3,977	42
	10月	48,022	3,159	206	51,387	28,535	509	29,044	80,431	891	1,833	1,094	441	4,032	55
	11月	46,832	3,138	188	50,158	25,907	472	26,379	76,537	803	1,644	893	370	3,762	42
	12月	55,564	3,330	237	59,131	29,131	625	29,756	88,887	907	1,825	894	529	4,226	50
	1月	46,549	1,807	176	48,532	23,838	561	24,399	72,931	923	1,921	874	383	4,500	47
	2月	39,488	1,522	160	41,170	22,049	551	22,600	63,770	789	1,739	749	329	3,572	57
	3月	46,877	1,726	184	48,787	25,551	693	26,244	75,031	847	1,747	909	426	3,982	47

※1 家庭から出された収集品目「燃やすごみ」の量です。

※2 平成16年度まで一括売却しているため、収集搬入量を基に按分しています。

※3 生ごみの資源化量です。

(単位:t)

						計	グリーン コンポスト	その他 ^{※3}
古紙	古布	蛍光灯、 電球	乾電池	粗大金属 ^{※2}	ガラス残 さ			
-	-	-	181	6,143	-	46,157	3,805	-
-	-	-	208	5,014	-	46,330	3,995	-
1,355	366	7	357	5,516	-	49,106	4,239	-
10,600	1,667	77	475	5,393	-	68,579	3,647	-
55,825	6,417	254	484	7,379	-	160,865	5,316	-
48,555	5,554	230	424	6,920	3,974	158,165	4,255	-
41,051	5,645	233	474	6,797	3,987	154,730	5,049	-
35,417	4,350	216	466	6,603	6,103	151,062	3,922	10
3,683	473	15	-	533	-	12,647	159	-
3,379	564	20	-	615	867	13,875	215	-
3,079	391	12	-	485	461	12,379	400	-
3,024	410	16	130	544	591	13,132	294	-
2,778	308	12	50	479	622	12,967	226	-
2,843	266	13	18	561	570	12,587	319	-
2,728	401	15	44	558	434	12,526	292	1
2,698	424	15	44	541	459	11,695	282	2
3,354	389	26	26	645	525	13,396	310	2
2,566	255	34	52	617	729	12,901	546	2
2,483	216	21	53	480	368	10,856	522	2
2,802	253	17	49	545	477	12,101	357	1

処 理 内 訳				焼 却 残 さ	
ご み 量			資源化量 (グリーンコンポ スト等を含む)	埋 立	資源化
焼 却	直 接 埋 立	計			
1,593,222	15,933	1,609,155	49,962	291,076	12,161
1,567,482	18,425	1,585,907	50,325	285,248	14,866
1,513,915	18,425	1,532,340	53,345	267,286	13,938
1,295,006	20,621	1,315,627	72,226	202,111	11,689
1,040,290	22,981	1,063,271	166,181	144,390	12,494
1,017,769	14,159	1,031,928	162,420	137,605	14,192
974,516	12,045	986,561	159,779	118,378	18,879
940,453	8,924	949,377	154,994	106,241	21,839
77,565	760	78,325	12,806	8,424	1,435
85,213	852	86,065	14,090	9,949	1,657
80,434	737	81,171	12,779	8,308	1,641
85,211	732	85,943	13,426	9,539	1,867
77,586	637	78,223	13,193	8,556	1,670
81,419	644	82,063	12,906	9,524	1,758
79,716	715	80,431	12,819	8,912	2,046
75,877	660	76,537	11,979	7,978	1,644
88,025	862	88,887	13,708	10,559	2,036
72,194	737	72,931	13,449	9,225	1,927
63,059	711	63,770	11,380	6,520	1,886
74,154	877	75,031	12,459	8,747	2,272

第3 ごみと資源物の収集

1 家庭系ごみ

平成21年4月現在、市内全域の1,566,960世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出されるごみと資源物について、行政区ごとに18か所の収集事務所が、収集を行っています（粗大ごみを除く）。

平成17年4月から市内全域で、分別収集の品目を拡大しました（31ページ参照）。収集品目は10分別15品目であり、収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。なお、集積場所数は平成21年4月現在64,089か所です。

ごみを集積場所まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者、障害のある方を対象に、ボランティアと協力して、集積場所までごみ出しを支援する「ふれあい収集」を平成16年度から実施しています。

また、狭あい道路等のため、ごみ出しが不便な地域では軽四輪（ダンプ）車による狭路収集を実施しています。

(1) 燃やすごみ

週2回（月・金または火・土）収集し、市内5か所の焼却工場及び市内3か所の輸送事務所に搬入しています。（7・8月は週3回（月・水・金または火・木・土））

主な対象品目は、台所のごみや、おもちゃやドライヤーなどのプラスチック製品（50cm以下の物）、少量の木の枝、板などです。


中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）、又はふた付きの容器での排出としています。

※輸送事務所

収集地区と焼却工場との距離が遠い地域のごみ収集作業の効率化を図るため、中継基地として輸送事務所3か所を設置し、大型車に積み替えて焼却工場へ輸送しています。中継方法は、コンパクタ・コンテナ方式を採用しています。

(2) 缶・びん・ペットボトル

週1回（月・火・水・木のいずれか）収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物（飲み薬を含む）が入っていた缶とガラスびん、飲み物・酒・みりん・しょうゆが入っていた  マークのあるペットボトルの3品目です。ふたや中蓋などは外して中を洗ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

(3) 小さな金属類

週1回（缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ）実施しています。


主な対象品目は、1辺が30cm未満の大半が金属でできているもので、なべ、フライパン、やかん、ワイヤーハンガーなどです。小さな金属類だけをまとめて、袋に入れずに排出します。ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは新聞紙などで包み、品目名を表示して袋に入れて排出します。

(4) 乾電池

週2回（燃やすごみ収集日と同じ）収集しています。主な対象物はマンガン乾電池、アルカリ乾電池で、乾電池だけをまとめて半透明の袋に入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池は収集しておらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(5) プラスチック製容器包装

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内3か所の中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品を入れたもの（容器）や、包んだもの（包装）で、中身の商品を取り出した（使った）あと不要になるもので、プラスチック製容器包装類のマーク  のあるものが対象となります。

プラスチック製容器包装の中身を残さないようにして中を軽くすすぐ、または拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋、またはふた付き容器で、プラスチック製容器包装だけをまとめて入れて排出します。

(6) スプレー缶

週2回（燃やすごみの収集日と同じ）収集しています。

主な対象品目はヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる半透明の袋に、スプレー缶だけをまとめて入れて排出します。

(7) 古紙

月2回（1回目と3回目または2回目と4回目の月～土のいずれか）、主に平ボディ車で収集し、市内13か所のストックヤードに搬入しています。

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目であり、大きさをそろえて紐で十文字にしぼるか、大きさのそろわないものや細かいものは袋に入れて排出します。

※資源集団回収の実施状況等を考慮し、月1回収集もしくは収集に伺わない地域があります。

(8) 古布

月2回（古紙の収集日と同じ）実施しています。

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる半透明の袋に入れて排出します。

(9) 燃えないごみ

週2回（燃やすごみの収集日と同じ）実施しています。主な対象品目はガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や厚紙などで包み、「ガラス」「陶器」など品物名を表示して排出します。

(10) 粗大ごみ

粗大ごみは、金属製品で30cm以上のもの、木製品やプラスチック製品などで50cm以上のものを対象としています。電話もしくはインターネットにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。

処理は有料となっていますが、生活保護世帯や、障害のある方がいる世帯等に対しては、手数料を減免する制度があります。

また、粗大ごみを持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方に対しては、自

宅内に入って収集するサービスを、平成 13 年度から行っています。

2 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならない、とされています。

この規定を受け、横浜市では原則として事業系ごみは収集せず、自己処理するか市から許可を受けた業者（許可業者）と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。焼却工場では、資源化可能な古紙を除く一般廃棄物を受け入れています。

3 動物の死体処理

犬・ねこ等動物の死体処理は、市民から処理依頼（飼育）、又は連絡（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育で合同火葬（出張回収）希望の場合は、場合は手数料（6,500 円／個）を徴収しています。

平成 20 年度の処理状況は次のとおりです。

犬・ねこ等動物の死体処理状況

（単位：個）

種類	区分	処理個数	内 訳	
			飼 育	遺 棄
犬		988	915	73
ね	こ	9,480	1,062	8,418
そ	の 他	2,767	324	2,443
計		13,235	2,301	10,934

4 ごみ処理原価年度別推移

（単位：円／t）

年 度		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
ごみ処理原価		40,259	41,776	45,240	42,401	43,148
内 訳	収 集 運 搬	25,487	25,654	27,924	27,050	27,873
	処 理 処 分	14,772	16,122	17,316	15,351	15,275

※ ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立て、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。

第4 横浜G30プランの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済システムは、物質的な豊かさを私たちにもたらした一方で、発生する環境負荷は地球上にさまざまな問題を引き起こしています。こうした中で、次世代に豊かな環境を引き継ぎ、循環型社会を形成することを目的として、平成15年1月に「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）」を策定し、「平成22年度におけるごみ量を、平成13年度実績に対し30%削減」の目標を掲げ、ごみの減量・リサイクルの取組を推進してきました。

その結果、市民・事業者の皆さんの御理解と御協力によりごみ量は減り続け、平成17年度には、33.9%削減と目標の「30%削減」を5年前倒しして達成することができました。そこで、平成18年度に策定した横浜市中期計画では、環境行動都市の実現に向けた歩みをさらに一歩進めるため、「平成22年度におけるごみ量目標を35%削減」とし、さらに高い目標に挑戦しています。

1 市民・事業者・行政が情報を共有

(1) 広報啓発活動

ア 横浜G30プランの普及

市民・事業者にG30プランの周知を図り、ごみの減量・リサイクル行動を積極的に行うG30行動を実践してもらうため、「ヨコハマはG30」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行っています。

平成20年度実績

イベント	・ザよこはまパレード（国際仮装行列）への参加 ・ごみゼロの日イベントの開催 ・もったいないフェスタ3rd.の開催 ・横浜開港祭、国際フェスタへの参加 他
印刷物	「ヨコハマはG30」リーフレット

イ 子どもたちを対象にした事業

(ア) 「ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、きれいなまちに～」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、『ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、きれいなまちに～』ポスターコンクールを実施し、ヨコハマはG30大賞、G30へら星人ミーオ賞、G30アイデア賞、G30アピール賞、G30あざやか賞、G30賞を選出し、表彰しています。

※ 平成20年度実績

表彰総数 160点（応募総数 1,690点／応募校数 220校）

(イ) 小学4年生向け環境副読本「はてな？ふしぎ？わかる！ヨコハマはG30」

小学4年生が授業の中で「ごみ」について学習することにあわせて、環境副読本「はてな？ふしぎ？わかる！ヨコハマはG30」を市内の小学4年生の児童全員（国、私立含む）に配布しています。

ウ 啓発拠点「G30ひろば つづき」「G30ひろば 金沢」・「リサイクルひろば 港南」

「G30行動」を「横浜型環境行動」へと発展させ、積極的に環境を守り創造していくため、「G

30講座」「ごみ・環境関連の展示コーナー」「各種イベント」など子どもから大人まで、誰もが楽しみながらリサイクルや環境問題を学ぶことができる「G30ひろば」を都筑工場と金沢工場に、「リサイクルひろば 港南」を港南事務所に開設しています。

(ア) G30ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)

TEL 941-7911 FAX 941-7912

ホームページ

http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/tsuzuki_k/

(イ) G30ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)

TEL 784-9711 FAX 784-9714

ホームページ

http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/kanazawa_k/

(ウ) リサイクルひろば 港南

所在地 港南区港南台 8-4-41 (港南事務所内)

TEL 832-0135 FAX 832-5204

ホームページ

<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/konan/>

エ その他

(ア) 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」

資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。施設見学会、各種会合等で市民に配布しています。

※ 平成21年度発行予定部数：10,000部

(イ) インターネットホームページによる情報提供

環境事業に関する広報について、記者発表資料をはじめ、ごみの減量化・資源化等の廃棄物にかかわる最新情報を、リアルタイムで分かりやすく市民に提供しています。

※ 平成20年度トップページアクセス件数：約24万件ヒット

(アドレス：<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/>)

また、ごみの分け方・出し方や分別方法などについて、より簡単・身近に情報提供するツールとしてモバイルサイトを開設(平成20年9月)し、携帯電話からもごみ関連の情報が確認できるよう情報発信をしています。

※ 平成20年度トップページアクセス件数：7,156件ヒット

(アドレス：<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/m/>)

(ウ) 施設見学会

ごみ処理の実態やごみ減量の必要性への理解と環境事業全般について普及啓発を図るため、市民を対象に、焼却工場や選別センター等の見学会を実施しています。また、小学校4年生が授業の中で「ごみ」について学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の全校受入れを実施しています。

※ 平成20年度小学校受入実績：342校

(2) リサイクルプラザ事業

粗大ごみの中の再使用できる「家具類」を展示し、抽選により販売するとともに、石けんづくりなどのリサイクル活動の場を提供し、リサイクルに対する意識の啓発を図っています。平成3年4月に港南リサイクルプラザ、平成4年7月に青葉リサイクルプラザ、平成7年4月に鶴見リサイクルプラザを開設しました。

鶴見リサイクルプラザには、動く模型や映像を使い、楽しみながら知識を得られる「リサイクルたちランド」や、リサイクルに関する講座・講演会が開ける教室、研修会議室などの機能も備えています。

平成18年度から指定管理者制度を導入し、港南リサイクルプラザ及び青葉リサイクルプラザは「財団法人横浜市資源循環公社」、鶴見リサイクルプラザは「テスコ株式会社」が管理運営を行っています。

平成20年度利用状況

	港南リサイクルプラザ	青葉リサイクルプラザ	鶴見リサイクルプラザ	合計
入場者数	31,222人	25,044人	9,236人	65,502人
展示品数	1,927点	2,024点	1,680点	5,631点
申込件数	35,996件	27,706件	7,716件	71,418件
販売数	1,762点	1,797点	1,063点	4,622点
石けん体験室貸出数	0件	10件	34件	44件
情報板コーナー交換成立数	4件	62件	1件	67件

(3) リサイクルコミュニティセンター事業

リサイクル活動の実践の場の提供や支援を行うとともに、リサイクルに関する情報提供を行うなど、地域における市民の自主的なリサイクル活動を推進するための拠点施設として、神奈川区にリサイクルコミュニティセンター（正式名称：横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター、愛称：エコライフかながわ）を開設しています。

「環境行動都市横浜」の実現を目指し、横浜G30行動の推進に向けた市民の実践を喚起するため、古布を使ったさき布織りや衣類のリフォーム教室などの各種リサイクル教室や講座・講演会、企画展示、フリーマーケット、資源回収などのさまざまな事業の企画・運営及び施設管理を、指定管理者「横浜資源循環公社・エコライフかながわ運営活動機構共同事業体」が行っています。

平成20年度事業実績

開館日数	346日
入館者数	26,367人
リサイクル教室	804回
学習会・講演会	52回
イベント	50回

2 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

(1) 「ヨコハマはG30」推進本部

ごみ量の削減に向けたG30行動の推進に向け、全市的な体制として市長、副市長、技監、危機監理監、全区局・事業本部長からなる「ヨコハマはG30」推進本部を設置し、事業計画の作成や進行管理、ごみ量の削減目標の審議、市庁舎及び区庁舎並びに市の全施設で市役所ごみゼロを推進しています。

また、各区に区G30推進本部を設置し、市民・事業者・行政が協働し、一体となってG30行動を推進するための行動計画の作成や進行管理をしています。

さらに、地域では地域G30活動委員会が設置され、環境事業推進委員が中心となって、地域の分別排出の徹底等のための普及啓発活動やリサイクル推進活動等、G30行動を実践しています。

(2) G30サポーター

G30行動の普及啓発等を行うボランティアを各区で募集し、学校等でのG30出前講座の実施、区のイベントやキャンペーン活動等でG30行動のPR活動を行っています。

(3) G30コーディネーター

横浜市が催した養成講座等を修了し認定試験に合格しコーディネーターとして登録した市民の方々に、習得していただいた専門的な知識や技能等を活用して、G30に関する講座やイベントの講師・説明者・スタッフとして活動していただく新しいボランティア制度です。

(4) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、地域での3R推進活動のリーダーとして、市長の委嘱を受けて（任期2年、平成21・22年度：約4,700人）自治会・町内会と緊密に連携し、次のような取組を行っています。

- ・ ごみ集積場所における分別排出の普及啓発
- ・ 資源集団回収等ごみの減量・リサイクル活動の推進
- ・ 地域清掃活動の推進
- ・ 不法投棄、放置自転車の通報
- ・ ポイ捨て防止に関する啓発・指導
- ・ 啓発資料の配布と周知
- ・ 住民からの相談と行政機関との連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

(5) 横浜環境行動賞「ヨコハマはG30」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマはG30」の推進に功労のあった個人・団体・事業者を表彰しています。

平成20年度表彰者

区 分	個人	団体	事業者	合計
G30行動推進者	9	29	—	38
G30行動推進事業者	—	—	—	—
分別優良事業所	—	—	16	16
一般廃棄物収集運搬業優良事業者	—	—	15	15
清潔できれいな街づくり推進者	25	25	—	50
環境事業推進委員永年在職者	998	—	—	998
合計	1,032	54	31	1,117

※記念講演会

日時 平成20年12月11日
場所 神奈川県民ホール 大ホール
テーマ 「世界の川でエコノザウルスは考えた」
講師 本田 亮 氏
参加者 約 1,200名 (一般参加者を含む)

(6) 発生抑制に向けた取組

ア G30エコパートナー協定

容器包装類の削減を図るため、平成19年度から「G30エコパートナー協定」を、市内のスーパー・地域生協・百貨店・コンビニエンスストアを対象に開始しました。

開始後、家電専門店、飲食店等から協定締結の申し出があり、現在では、業種に偏らない多様な事業者が参加できる協定として、事業者の自主的な取組を支援しています。

(ア) 協定の期間

2年間(平成21年4月～平成23年3月)
(更新については、期間満了までに協議)
<当初は平成19～20年度の2年間>

(イ) 協定の内容

○事業者の主な取組

- ・レジ袋などの容器包装の削減に向けた仕組みづくり
- ・過剰な容器包装の使用抑制の取組
- ・店頭回収による自主回収・リサイクルの推進
- ・環境・リサイクルを考慮した商品の積極的な販売
- ・店舗や事業所でのごみの減量化、適正な分別、リサイクルの実施

○横浜市の主な取組

- ・協定事業者の取組を市のホームページ等の広報媒体を利用しPR
- ・協定事業者の積極的な取組の紹介冊子等を作成、配布

(ウ) 対象事業者

スーパー、地域生協、百貨店、コンビニエンスストア、家電専門店、飲食店、食品小売店

協定締結事業者 32社1組合 257店舗 (平成21年8月15日現在)

内訳	
スーパー	19社 (166店舗)
地域生協	1組合 (55店舗)
百貨店	5社 (6店舗)
コンビニエンスストア	1社 (5店舗)
家電専門店	1社 (4店舗)
飲食店	5社 (10店舗)
食品小売店	1社 (11店舗)

イ 事業者・市民と連携した廃棄物の発生抑制

環境に負荷をかけない循環型社会を実現するため、発生抑制に向けた事業者の取組の具体化や、市民のライフスタイル転換を進めます。

そのため、平成21年7月29日に横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会・3者検討会を設置し、市民・事業者・行政の3者による意見交換や相互理解を進め、事業者による過剰な容器包装の削減、食品ロスの減量など、レジ袋に限定しないさまざま発生抑制の取組を検討し、具体化を図るとともに、併せて、事業者の先行的取組の掘り起こしと支援を実施していきます。

横浜市チャレンジ・ザ・リデュース 市民委員会	委員長：横浜市町内会連合会 岩崎忠雄 副委員長：横浜市西区環境事業推進委員 永井正彦 ほか10名
横浜市チャレンジ・ザ・リデュース 3者検討会	座長：筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 西尾チヅル 副座長：横浜市町内会連合会 岩崎忠雄 ほか25名

3 徹底的なごみの分別と資源化の推進

(1) 家庭系ごみ

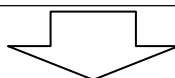
ア 分別収集品目拡大事業

横浜市では、環境行動都市の創造に向け、「平成 22 年度における全市のごみ量を平成 13 年度に対して 30%削減する」（横浜 G 3 0 行動宣言）という目標を定めています。そこで、家庭ごみの減量・リサイクルを一層推進するため、従来の缶・びん・ペットボトル等のほか、新たに「プラスチック製容器包装」、「スプレー缶」、「古紙」、「古布」、「燃えないごみ」を加えた分別収集品目拡大事業を、平成 15 年 10 月から市内約 40,000 世帯（各区約 2,200 世帯）を対象にモデル事業として実施しました。モデル事業の結果を踏まえ、平成 16 年 10 月から南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区において実施し、平成 17 年 4 月から上記以外の 12 区を含めた全市で実施しました。

平成 17 年 4 月から実施した全市における各品目の収集量は次のとおりとなっており、燃やすごみ（家庭ごみ）については、平成 13 年度と比較して 35.1%（平成 20 年度実績）の減量を達成しています。

分別拡大前（5 分別 7 品目）

家庭ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
------	---------------------	------------	-----	----------



分別拡大後（10 分別 15 品目）

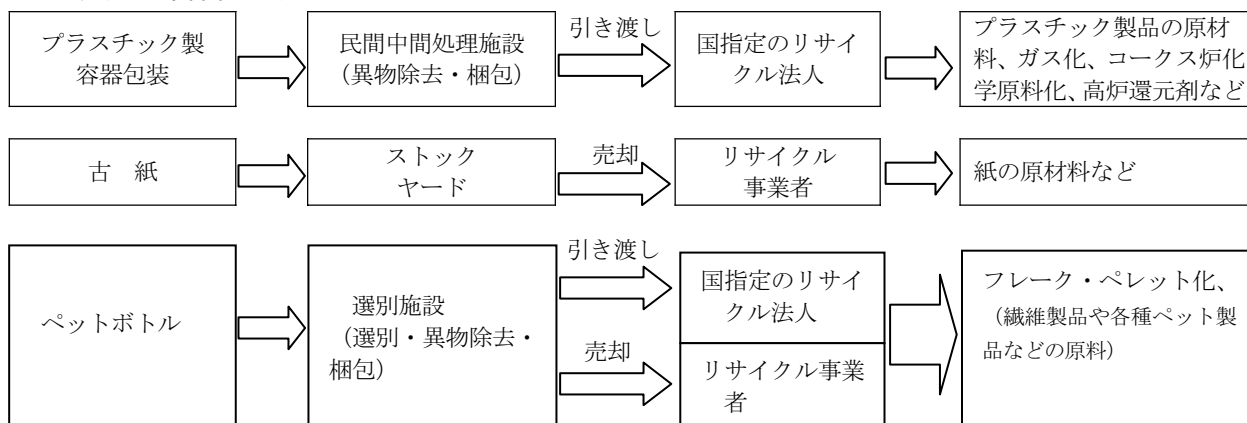
燃やす ごみ	プラス チック製 容器包装	スプレ ー缶	古紙(新聞、雑誌・ その他の紙、段ボー ル、紙バック)	古布	燃え ない ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
-----------	---------------------	-----------	-----------------------------------	----	----------------	---------------------	------------	-----	----------

分別収集品目の資源化量（平成 20 年度実績）

（単位：ト）

プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	缶	びん	ペットボトル	小さな金属類	乾電池	粗大金属
48,342	533	35,417	4,350	216	10,632	21,182	12,241	4,977	466	6,603

主な分別収集品目のリサイクルフロー



※ペットボトルは平成 21 年度以降、全量を国指定のリサイクル法人に引き渡し

平成 20 年度と平成 13 年度の「燃やすごみの量」の比較

(単位：ト)

	燃やすごみ		
	平成 20 年度	平成 13 年度	対 13 年度比
鶴見区	44,034	71,210	-38.2%
神奈川区	35,278	60,142	-41.3%
西区	14,329	21,749	-34.1%
中区	24,911	39,694	-37.2%
南区	33,876	52,074	-34.9%
港南区	34,988	56,513	-38.1%
保土ヶ谷区	34,717	52,247	-33.6%
旭区	41,445	65,912	-37.1%
磯子区	27,222	44,765	-39.2%
金沢区	33,300	52,496	-36.6%
港北区	49,983	76,691	-34.8%
緑区	26,794	39,156	-31.6%
青葉区	47,607	67,842	-29.8%
都筑区	30,380	39,380	-22.9%
戸塚区	42,535	60,720	-29.9%
栄区	19,882	29,365	-32.3%
泉区	23,875	38,291	-37.6%
瀬谷	19,808	32,582	-39.2%
合計	584,964	900,826	-35.1%

※ 各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。

イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成 5 年 3 月から 30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成 6 年 10 月からは市内の 45%の世帯に拡大し、平成 7 年 10 月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成 11 年 2 月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成 12 年 2 月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の 4 区へ拡大、平成 13 年 2 月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成 14 年 3 月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のものとペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人に引き渡し再商品化しています。

また、平成 13 年度から、缶・びん・ペットボトルを排出する際の袋もペットボトルなどともに指定法人等により一部再商品化されています。

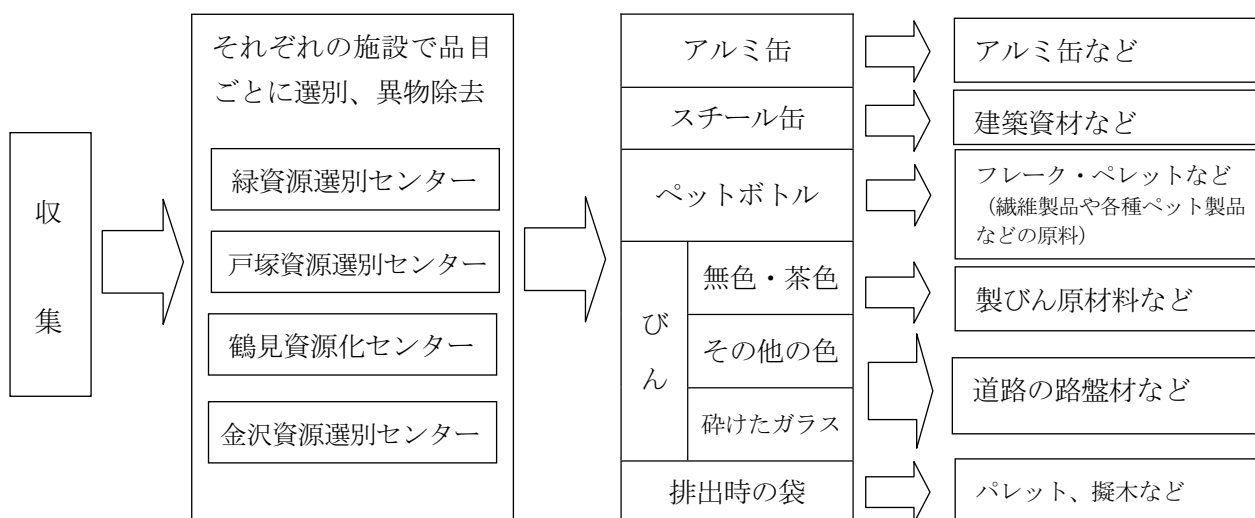
資源化実績（缶・びん・ペットボトル）

（単位：トン）

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
処 理 内 訳	アルミ缶	3,959	4,165	4,059	4,549	4,607	4,450	4,413
	スチール缶	8,191	7,549	7,091	6,861	7,034	6,825	6,219
	びん	21,558	19,934	19,122	18,196	19,585	18,802	21,134
	ペットボトル	3,794	6,797	7,818	9,304	10,742	11,668	12,238
	排出時の袋	1,255	1,323	1,350	1,619	1,367	1,428	1,605
	砕けたガラス	—	—	—	—	—	3,974	3,987
	合計	38,757	39,768	39,440	40,529	43,335	47,147	51,309

※ 端数処理のため、品目ごとの和と再下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトル分別収集フロー



ウ 古紙及び古布の分別収集

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しました。

収集した古紙及び古布は、市内 13 か所のストックヤード（一時保管場所）に集め、そこで再資源化業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装の分別収集

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しました。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人に引き渡し再商品化しています。

また、平成 20・21 年度の 2 年間、国が公募した、市民・リサイクル事業者・行政等が協働して行

う「地域連携モデル事業」に参加し、排出されるプラスチック製容器包装の品質を向上させることで、より効率的な再商品化を図っていきます。

オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球の分別収集

家庭から排出された粗大ごみのうち金属類と、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

カ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

G30が多くの皆様に御協力をいただき大きな成果をあげている中、一方では、繰り返しお願いしても分別していただけない方もいたことから、循環型社会の形成に必要な分別ルールを守っていただくようにするとともに、手間をかけて分別している多くの方が、不公平感を抱かず今後も意欲的に分別を続けていただくようにするために、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」を改正し、分別区分、排出方法等に従ってごみを出すことを義務付けるとともに、分別を守らない者に改善を促す手続きを定め、繰り返し指導等をして分別しない場合には最終的に罰則（過料2,000円）を科す制度を平成20年5月から実施しています。

【平成20年5月から平成21年3月までの状況】

調査した 集積場所数（延べ）	指導	勧告	命令	過料
13,088 か所	3,333 件	13 件	1 件	0 件

キ 集合住宅対策

分別ルールの徹底・定着に向け、ルールが守られていない集合住宅を対象に、管理会社等に対し改善の取組を要請する集合住宅対策に取り組んでいます。

平成19年度は中区、港南区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区の6区でモデル実施し、20年度は全区に取組を拡大し推進しています。

ク 資源集団回収促進事業

ごみの減量と資源再利用を目的として、古紙類、布類、金属類、ガラスびんの回収を、自治会・町内会、子供会、婦人会、老人会、PTA等市内約3,900団体が実施しています。

当局では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成20年は、集団回収実施団体に対して1kg当たり3円を、資源回収業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成21年度も引き続き実施団体に対しては、1kg当たり3円を、資源回収業者に対しては、品目別に市況に応じて算出した単価で回収量に応じて交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

実施団体数と回収量の推移

		15年	16年	17年	18年	19年	20年
回収団体（団体）		3,284	3,475	3,853	3,775	3,865	3,882
回収量（ト）		108,354	122,643	157,442	177,701	184,805	182,780
品目別回収量 （ト）	古紙類	106,366	120,382	153,583	172,853	179,327	175,640
	布類	1,089	1,512	3,080	4,065	4,615	6,196
	金属類	648	676	731	760	843	924
	ガラスびん	251	73	48	24	20	20

ケ 資源回収ボックス事業

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点を設置し、市民の方々が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶、ペットボトル、びんを回収しています。

また、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど117か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞、雑誌、その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

コ センターリサイクル事業

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所（緑区のみ長坂谷ヤード）において、資源物の受入れをしています。資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスをを行い、「G30」をPRしています。

サ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするために、生ごみをたい肥にする容器の購入助成（助成金額 上限3,000円／基、1世帯2基まで）を行っています。平成21年度の助成基数は800基を予定しています。

購入助成基数

（単位：基）

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
599	558	794	686	660	860

参考：平成4年度助成制度開始。累積20,428基

シ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成（助成金額は購入額の2分の1とし、上限10,000円、1世帯1基まで）を行っています。平成21年度の助成基数は2,000基を予定しています。

購入助成基数

（単位：基）

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1,003	2,000	2,000	2,009	2,225	1,417

ス 生ごみ回収・資源化調査事業

さらなるごみ減量・リサイクルと環境負荷の低減を目指し、燃やすごみの中に約4割含まれている生ごみのたい肥化やバイオマスエネルギーとしての活用について、異物の混入や臭気、処理コストなどの様々な課題への対応策を検討するとともに、具体的な回収・資源化システムの構築に向けた調査を実施します。

平成20年度実績

生ごみたい肥化（生ごみマイスター）事業

参加世帯：都筑区佐江戸町の162世帯

合計回収量：9.5トン

実施方法：協力世帯から専用容器にて生ごみを戸別回収し、たい肥化工場でたい肥化
たい肥は地域の農家で活用

セ せん定枝チップ機の貸出し

家庭から排出されるせん定枝の減量・リサイクルを推進するため、せん定枝チップ機の貸出しを実施してまいりましたが、平成20年度末をもって終了しました。

※ 平成20年度実績

チップ機貸出件数：242件 せん定枝資源化量：46.8トン

ソ 地域還元事業

多くの市民の方にG30に御協力いただき大きな成果をあげている中、日ごろの取組に感謝し、さらなる分別の促進につながるよう、資源物の売却収入の一部を活用し、地域に対し物品の配付等を行っています。

平成20年度配布実績

物品配付町内会数	2,684
配付物品の品目	80種類 (からし成分入り飛散防止ネット、集積場所看板、防災簡易トイレパックなど)

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の集まりに出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践を働きかけていきます。

※ 平成20年度実績

事業者への働きかけ：4回 1,287名

イ 立入調査

大規模事業所は、条例に基づき年1回減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。さらに、平成20年度からは中小事業所への立入調査を開始しています。(918件)

また、焼却工場での搬入物検査で、問題の見受けられた事業所へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

大規模事業所立入調査実績

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
事業所数	2,559	2,631	2,614	2,632	2,598	2,656
調査件数	700	900	1,000	1,000	1,036	709

ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を恒常的に実施し、古紙やびん・缶等の資源物、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルートへの誘導等を行います。

搬入物検査実績

年 度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
検査台数	90,629	141,756	165,879	156,864
指導台数	4,649	3,300	2,090	933
持ち帰り台数	223	101	57	30

エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

平成 19 年 9 月に条例改正を行い、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務化し、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して、改善を促し、最終的には罰則（過料 2,000 円）を科する制度を設けました。

平成 20 年 5 月 1 日よりその制度の適用が開始されました。

【平成 20 年 5 月から平成 21 年 3 月までの状況】

検査台数	不適正搬入件数	排出業者に対する指導件数	勧告	公表	命令	過料	受入拒否
144,622 台	805 件	111 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

オ せん定枝のリサイクル

泉区の神明台処分地にあるグリーンコンポスト施設でせん定枝を破碎・発酵させ土壌改良材としてリサイクルします。

せん定枝リサイクル実績

(単位：ト)

年 度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
搬入量	3,647	5,316	4,255	5,049	3,922
出荷量	1,642	1,322	1,170	1,130	1,305

カ 公共用コンポスト事業

小学校等に設置している生ごみ処理機で給食残さをたい肥にリサイクルすることにより、給食残さのリサイクルと環境教育への活用を図ります。

※ それ以外の学校では、平成 21 年度は資源化施設でたい肥にリサイクルしています（教育委員会所管事業）。

小学校給食残さのリサイクル実績

(リサイクル量 単位：ト)

年 度		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
たい肥化	実施校数	66	66	64	60	60
	リサイクル量	302	298	392	392	348

※たい肥化リサイクル量の実績は推計値

公共用コンポスト（生ごみ処理機）設置施設

【小学校】 57 校 ※平成 21 年 4 月 1 日現在

区 名	学 校 名	区 名	学 校 名	区 名	学 校 名
鶴見区	駒岡小学校	旭区	左近山第一小学校	都筑区	勝田小学校
	新鶴見小学校		今宿小学校		東山田小学校
	潮田小学校		さちが丘小学校		中川西小学校
	獅子ヶ谷小学校		白根小学校	戸塚区	大正小学校
神奈川区	菅田小学校	不動丸小学校	川上小学校		
	神大寺小学校	磯子区	浜小学校	東戸塚小学校	
	三ツ沢小学校		屏風浦小学校	栄区	公田小学校
西区	戸部小学校	金沢区	金沢小学校	泉区	本郷小学校
	浅間台小学校	港北区	綱島小学校		中田小学校
中区	山元小学校		高田東小学校	飯田北小学校	
	本牧南小学校		師岡小学校	緑園東小学校	
南区	六つ川小学校	緑区	十日市場小学校	瀬谷区	岡津小学校
	井土ヶ谷小学校		いぶき野小学校		上瀬谷小学校
	日枝小学校		森の台小学校	大門小学校	
港南区	港南台第三小学校	青葉区	青葉台小学校		瀬谷第二小学校
保土ヶ谷区	桜台小学校		美しが丘小学校		下瀬谷小学校
	藤塚小学校		榎が丘小学校		南瀬谷小学校
	上菅田小学校		田奈小学校		
	坂本小学校		奈良小学校		
	常盤台小学校	都筑区	茅ヶ崎台小学校		

【福祉施設】 1 施設

泉区	松風学園
----	------

キ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も一排出事業者として全職員にごみの発生抑制と分別を働きかけ、施設から排出されるごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。

17年度～20年度のごみ量 ※市庁舎には周辺民間ビル分は含んでいません。 (単位：ト)

	17年度			18年度			19年度			20年度		
	廃棄量	資源化量	資源化率	廃棄量	資源化量	資源化率	廃棄量	資源化量	資源化率	廃棄量	資源化量	資源化率
市庁舎※	34.6	477.5	93.2%	26.1	363.9	93.3%	25.9	344.6	93.0%	24.1	312.8	92.8%
18区庁舎	288.0	904.9	75.9%	220.7	783.0	78.0%	161.3	811.2	83.4%	142.1	780.3	84.6%
合計	322.6	1382.4	81.1%	246.8	1146.9	82.3%	187.2	1155.8	86.1%	166.2	1093.1	86.8%

4 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 焼却処理

横浜市では、平成 21 年 4 月 1 日現在、鶴見工場、保土ヶ谷工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の 5 工場で、減量化、資源化してもなお残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、近代的な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

なお、焼却工場から発生する蒸気は、発電に利用するとともに自家消費及び余熱利用施設への供給を行い、熱エネルギーの多角的有効利用を図っています。

工場別焼却量

(単位：トン)

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
鶴 見 工 場	308,201	273,713	249,489	273,686	266,640	258,401
港 南 工 場	187,854	162,027	74,979	—	—	—
保土ヶ谷工場	275,156	198,328	129,986	143,620	138,367	136,382
旭 工 場	143,066	126,256	131,798	130,416	125,631	125,709
金 沢 工 場	308,925	265,350	271,274	302,498	289,187	266,235
都 筑 工 場	290,713	269,332	182,764	167,549	154,691	153,726
合 計	1,513,915	1,295,006	1,040,290	1,017,769	974,516	940,453

※港南工場は、平成 18 年 11 月に廃止。

(2) 焼却灰の有効利用

最終処分場の延命化と環境負荷の低減を図るため、焼却灰の有効利用を進めています。

金沢工場の焼却灰の一部を熔融スラグ化し、道路路盤材として有効活用するとともに、熔融飛灰の資源化を引き続き実施します。

また、PFI 手法を用いた焼却灰セメント原料化事業については、磯子区杉田五丁目の用地を事業用地として、平成 20 年 10 月に環境影響評価に係る方法書の縦覧を行うとともに、同月に「実施方針」、平成 21 年 1 月に「特定事業の選定」を公表してきました。

平成 24 年度の処理開始を目指し、引き続き、環境影響評価手続や PFI 手続を進めます。

ごみ焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位:ng-TEQ/m³N)

工場名	号炉	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
鶴見	1	0.012	0.0017	0.016	0.030	0.0059
	2	0.0016	0.011	0.0089	0.020	0.0036
	3	0.00017	0.0040	0.018	0.026	0.016
港南	1	0.12	0.15	—	—	—
	2	0.11	0.21	—	—	—
	3	0.19	0.23	—	—	—
保土ヶ谷	1	0.038	0.019	0.0049	0.0025	0.014
	2	0.017	0.040	0.017	0.0046	0.013
	3	0.067	0.0069	0.0048	—	0.0063
旭	1	0.0014	0.0000084	0	0.00011	0.00058
	2	0.000053	0.00014	0	0.0000018	0.0025
	3	0.0000016	0.000033	0.0000005	0.000034	0.0037
金沢	1	0.0079	0.00026	0	0.00012	0.00000051
	2	0.000052	0.00021	0.0000010	0.000044	0.00000018
	3	0.00016	0.00045	0.000051	0.000034	0
都筑	1	0.0038	0.016	0.0057	0.018	0.022
	2	0.0078	0.0048	0.093	0.086	0.042
	3	0.0083	0.046	0.034	0.094	0.024

・排出基準値 1ng-TEQ/m³N (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³N)

(3) 埋立処分

横浜市の埋立処分は、内陸部にある神明台処分地と臨海部海面の南本牧廃棄物最終処分場の2か所で行っています。

神明台処分地においては、焼却工場で排出する焼却残さ及び不燃性の一般廃棄物などを埋立処分しています。環境対策として埋立ごみに覆土をその日のうちに実施するとともに、ガス排気管を設置して埋立ごみ層内のガスを速やかに排出し、地盤の安定化の促進を図っています。また、場内からの浸出水については排水処理施設を設置し、適正に浄化処理しています。

南本牧廃棄物最終処分場においては、焼却残さ等の一般廃棄物の他に産業廃棄物も埋立てしており、内陸部処分場と同じく排水処理施設を設置し、場内からの余水を浄化するなど環境保全対策に努めています。

なお、平成21年度は、神明台処分地第7次Ⅲ期埋立地と南本牧廃棄物処分場で埋立てを引き続き進めるとともに、南本牧ふ頭第5ブロック内の新規処分場について、平成26年度開設に向け、引き続き遮水護岸の地盤改良工事を施工します。

今後も、周辺環境に配慮し、安全で安定した埋立事業を進めていきます。

一般廃棄物埋立量

(単位:ト)

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
神明台処分地	30,757	29,631	143,289	114,475	115,381	124,789	112,889	102,665
南本牧処分場	276,252	274,042	142,422	108,257	51,990	26,975	17,534	12,500
計	307,009	303,673	285,711	222,732	167,371	151,764	130,423	115,165

(4) 焼却工場の余熱利用

横浜市内の5つの焼却工場（鶴見工場・保土ヶ谷工場・旭工場・金沢工場・都筑工場）から発生する蒸気は、蒸気タービン発電機により、発電に利用しています。さらに蒸気は、工場内の機器運転、冷暖房、給湯に利用し、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）へも供給しています。

発電電力は、工場内の機器運転、照明等に消費するほか、余剰電力を電気事業者に売却し、鶴見工場では北部第二水再生センター、北部汚泥資源化センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等に、旭工場では余熱利用施設に、金沢工場では南部汚泥資源化センター、余熱利用施設（リネツ金沢）、金沢シーサイドラインに、都筑工場では余熱利用施設・北部地域療育センターに供給しています。

売電電力量は、約4万9千世帯（瀬谷区相当）の電力を賄う量に相当します。また、売電収入はRPS法を活用し、電気分と環境価値分の売却により、平成20年度は約21億円となっており、熱エネルギーの有効活用と財源確保を図っています。

平成20年度発電実績

（単位：kWh）

	総発電電力量	内 訳		
		所内消費量	売電電力量	余熱利用施設等
鶴見工場	93,077,870	35,546,305	53,941,123	3,590,442
保土ヶ谷工場	17,246,140	14,526,700	2,719,440	—
旭工場	43,624,622	16,284,600	26,797,792	542,230
金沢工場	110,765,590	50,112,070	58,909,630	1,743,890
都筑工場	53,792,900	20,405,560	30,812,568	2,574,772
計	318,507,122	136,875,235	173,180,553	8,451,334

注）鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター及び鶴見リサイクルプラザ消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量を含みます。

※ RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）

新エネルギーの導入拡大を目的として、電気事業者が新エネルギー等から発電される電力量を一定量以上利用することを義務づけた法律です。RPS法の義務量の履行として、環境価値分を購入してもよいとされています。

（ごみ発電の内、生ごみや紙くずなどの生物に由来する廃棄物の焼却分は風力発電などと同様に新エネルギーとして認められています。）

※ 環境価値分

新エネルギーとして発電する際に電力とは別に発生する付加価値で、新エネルギーなど電気相当量と呼ばれており、電力の売却とは別に有価証券のように売買が可能です。

(5) 廃棄物資源化技術の調査・研究

焼却灰の徹底した減量化・資源化を進め、埋立量の削減により、最終処分場の延命化を図っていくため、熔融処理により生産されるスラグについては道路下層路盤材以外の有効利用方法、また焼却灰については熔融以外のセメント原料等の有効利用方法の調査・研究を行っています。

(6) 排出禁止物・適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、家電リサイクル法に基づき、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めています。

(7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を行っています。

また、許可を与えた業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

一般廃棄物処理業者数

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
収集運搬業	103	103	103	105	105	102	114
処分業	4	5	8	9	10	10	12

5 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

(1) クリーントウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーントウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」を実施しています。

また、地域の清掃活動や美化活動などの自主的な取組を支援する「にぎわい空間パートナーシップ美化事業」を実施しています。

さらに、各区では、美化推進員による清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動を行っています。

また、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区の5地区を喫煙禁止地区に指定しています。喫煙禁止地区では職員が巡回し、違反者には2,000円以下の過料を適用しています。

美化推進重点地区における活動状況（平成20年度）

	都 心 部	各 区
重 点 地 区 数	5か所 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区	20か所 (除く西・中区) 各区主要駅周辺
合 計 面 積	357 ha	572 ha
美 化 推 進 員 数	18 人	87 人
歩行喫煙者等への啓発指導	喫煙禁止地区において活動を実施	2,373 件
歩道清掃（清掃日数）	156日～208日	36日～169日

喫煙禁止地区における活動状況（平成20年度）

喫煙禁止地区数	5か所 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 鶴見駅周辺地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区
合 計 面 積	21.2 ha
処 分 適 用 件 数	5,408 人

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの撤去や都心部を流れる河川及び河川沿岸の清掃作業を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールを引き続き実施するとともに、警報装置の増設など、防止策の強化を図っています。また、不法投棄物の早期発見や取り締まりの強化を図るため、市内全域で営業活動しているタクシー業界と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しています。

さらに、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の啓発活動を行っています。

不法投棄防止実績

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
夜間監視パトロールの実施	延 600 日	延 610 日	延 300 日	延 330 日	延 250 日
警報装置の設置	0 か所	2 か所	0 か所	1 か所	4 か所
防止立て看板の作成	160 本・脚有 205 枚・脚無 1300 枚・プラ	0 枚	290 本・脚有 290 枚・脚無	2,450 枚 (プラスチック製)	245 本・脚有 220 枚・脚無
※不法投棄処理	1,329 t	1,405 t	1,963 t	1,829 t	1,618 t
河川清掃及び沿岸不法投棄処理	474 t	425 t	413 t	350 t	187 t

※ 処理実績については、委託（大規模、放置自動車周辺ごみ）による処理量を含みます。

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの、及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績

(単位：件)

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
発見・通報	1,180	857	777	543	285
委員会諮問	559	320	299	240	157
諮問不要	49	99	69	29	13
横浜市撤去	523	381	357	241	147
自主撤去	688	524	469	333	230

※ 撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。

第5 し尿処理

1 収集処理の状況

本市の、し尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化処理（下水道処理又は浄化槽処理）によるもの」に大別されます。

平成 20 年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約 366 万人のうち、くみ取り処理約 0.2%、浄化槽処理約 0.6%と推計されます。

2 終末処理の状況

平成 20 年度のし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は 38,756k1 で、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後、水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

3 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内には資源循環局管理の公衆トイレが、平成 21 年 4 月 1 日現在 86 か所あります。清掃は原則 1 日 1 回、日曜を除く週 6 回（一部、水曜を除く週 5 回）行い、清潔の保持に努めています。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として地域防災拠点に災害対策用トイレを配備しています。

4 浄化槽

浄化槽は、公共下水道処理区域以外でトイレを水洗にするための設備です。平成 20 年度に申請受理した基数は 153 基で、その設置累計は 8,682 基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置の手続き

ア 建築確認申請等を要する場合

人員算定、浄化槽の構造等の内容について業務課浄化設備係で審査を行います。浄化槽設置者は審査終了後、建築確認申請書に浄化槽関係書類を添えて建築・宅地指導センター又は指定確認検査機関に提出します。

イ 建築確認申請等を要しない場合

古い浄化槽から新しい浄化槽に入れ替えるなど、建築確認を必要とせずに浄化槽を設置するときは、浄化槽設置者は浄化槽設置届出書（正・副各 1 通）を業務課浄化設備係に提出します。

(2) 設置指導及び工事検査

浄化槽の新設・変更について、関係法令等に基づいて浄化槽設置の審査・指導及び工事検査を行っています。

平成 20 年度に行った工事検査件数は 311 件です。

(3) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際には、リーフレット「暮らしの中の浄化槽」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また、平成 21 年 4 月 1 日現在、浄化槽の清掃業許可業者（19 社）が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るよう指導しています。

平成 20 年度指導実績

ア 浄化槽立入指導

浄化槽管理者に対する相談処理、法定受検指導及び定期検査に基づく改善等立入指導（111 基）

イ 大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導（185 基）

ウ 清掃業者等関係業者の指導

5 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

(単位：k l)

年 度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
し 尿 収 集 量	12,686	11,658	11,229	10,187	9,732
浄化槽汚泥等収集量	29,971	27,863	30,373	29,252	29,024
総 収 集 量	42,657	39,521	41,602	39,439	38,756

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

(1) 発生状況と処理状況

「産業廃棄物」は大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成19年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約1,128万トン（前年度比4.0%減少）です。中間処理等による減量化量は718万トン、再生利用量は約326万トン、埋立てや海洋投入により最終処分される量は約85万トンとなっています。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

(単位：千トン/年)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
発生量	10,845	11,162	11,918	12,302	11,350	11,746	11,282
減量化量	6,743	7,145	7,589	7,758	7,339	7,460	7,179
再生利用量	2,730	2,875	3,033	3,073	3,076	3,336	3,255
最終処分(埋立, 海洋投入)が必要な量	1,372	1,142	1,296	1,471	935	950	848

(2) 産業廃棄物の処分状況

最終処分の方法としては、埋め立て処分と海洋投入処分の2つの方法があります。

平成20年度に市内で埋め立て処分された量は、約28,400トンでした。内訳は、自己処分0トン、処分業者による処分約7,000トン、市による処分約21,400トンとなっています。

一方、海洋投入処分された量は、約920,900トンで、その種類は赤泥及び建設汚泥（非水溶性無機性汚泥）です。

市内で稼働中の産業廃棄物最終処分場は、事業者及び民間処理業者が設置した施設がそれぞれ1施設、公共関与による施設が1施設あります。平成20年度末現在、民間処理業者の最終処分場については残容量が少なくなっており、かなり逼迫している状況になっています。

また、海洋投入処분을禁止するロンドン条約の批准等、環境保全のための法規制も厳しくなっています。

*ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年（昭和47年）に採択され、1975年（昭和50年）に発効。日本は1980年（昭和55年）に批准。

2 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、適正処理の推進

横浜市

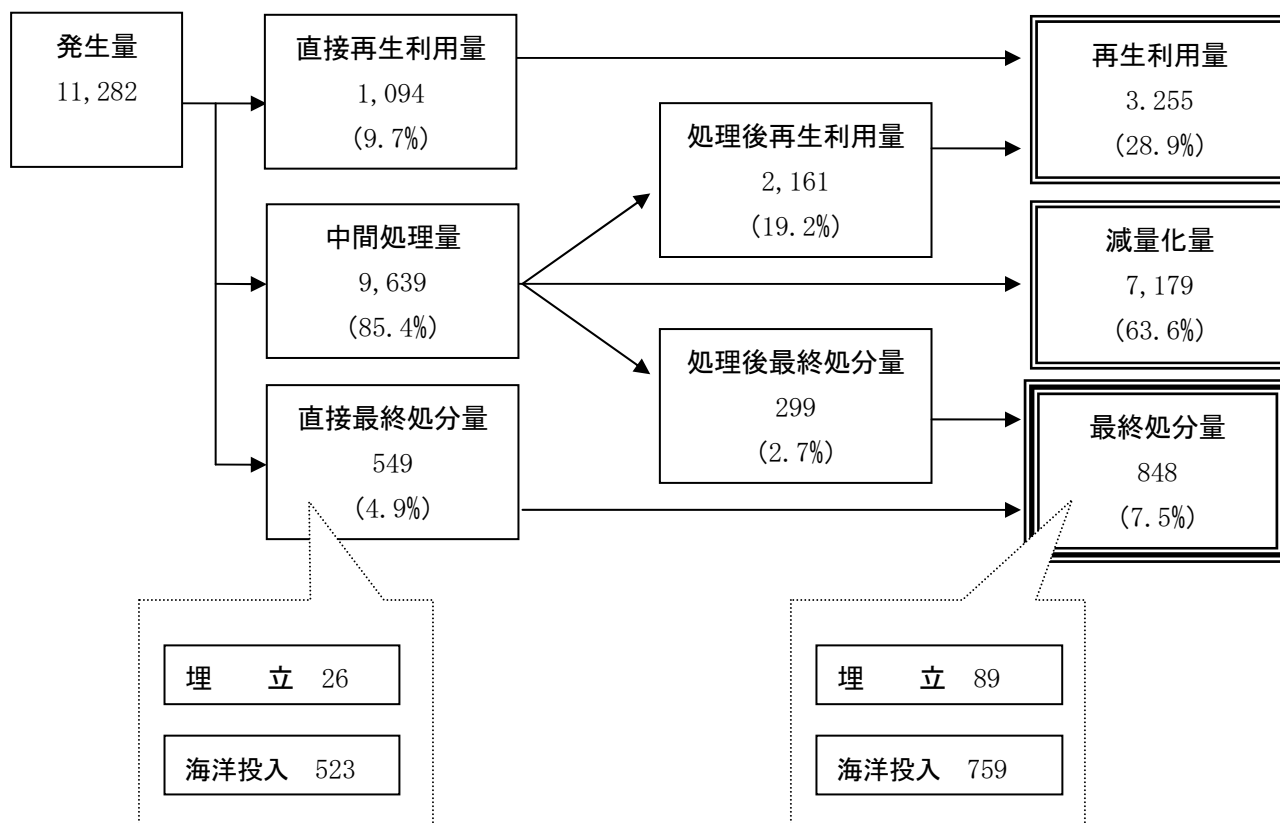
環境目標

適正処理が確保され、資源化、減量化の促進により処分量が極力抑制されている。

目標達成のための指標

最終的に処分される量を、現状の処理体制の維持を前提として予測した 141 万トンに対し、その 23%を削減した 109 万トンとする。

指標の達成状況（平成 19 年度）



単位：千トン／年

※ 再生利用量、減量化量・最終処分量は市外での処理分を含めて推計

※ フロー中の%は、発生量に対する割合

3 第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画

横浜市では産業廃棄物行政の指針として、昭和60年から5年ごとに「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を策定しています。平成17年度に、第5次処理指導計画（平成18～22年度）を策定しました。

この計画に基づき、産業廃棄物の発生を抑制するとともに、再生利用の推進、循環的な利用、適正処理の促進を図り、「循環型社会」の実現を目指します。そのために、排出事業者・処理業者・市民・行政が必要な情報を共有し、各々の役割を担い「循環型社会」の実現に向け協働していきます。

(参考)

(単位:千トン)

	平成15年度	平成18年度	平成22年度		
	実績値	推計値	推計値	推計値(注)	目標
発生量	11,918(100%)	12,031(100%)	12,488(100%)	12,358(100%)	—
再生利用量	3,033(25.4%)	3,029(25.2%)	3,084(24.7%)	3,192(25.8%)	92%
減量化量	7,589(63.7%)	7,796(64.8%)	8,175(65.5%)	8,137(65.9%)	
最終処分量	1,296(10.9%)	1,206(10.0%)	1,229(9.8%)	1,029(8.3%)	8%

() 内は各年度の発生量に対する割合

(注) 平成22年度発生量推計値の業種別・廃棄物別に1%抑制し積算

4 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OBを中心とした専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。

苦情件数の推移

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
件数	96	125	163	94	82

5 排出事業者指導

市内に約11万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象事業所約7,000を中心に立入指導を行って廃棄物の発生状況や処理・処分状況を指導監視しています。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。平成20年度の事業所立入数は639件、分析調査は延べ73検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づいて、毎年1回、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約1,100事業所を対象に、処理・処分に関する報告書を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の4種類の許可区分に分類されます。(処分業とは、焼却・破碎などの中間処理、埋立、海洋投入です。)

(1) 許可件数の推移

(単位：件)

	17年度	18年度	19年度	20年度
新規	598 (59)	588 (98)	652 (87)	502 (40)
変更	143 (14)	150 (24)	154 (24)	118 (10)
更新	821 (34)	773 (31)	697 (44)	886 (200)
合計	1,562 (107)	1,511 (153)	1,503 (155)	1,506 (250)

()は内数＝特別管理産業廃棄物処理業
許可件数は許可内容(業の種類)ごとに集計

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数

年度 許可内容	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末
収集運搬	5,273	5,477	5,797	5,973
収集運搬 中間処理	109	107	108	107
中間処理	21	18	17	19
収集運搬 最終処分	1	0	0	0
最終処分	1	2	2	2
合計	5,405	5,604	5,924	6,101

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して定期的に現地審査や立入指導を行っています。

7 最終処分指導

市内で埋立て処分、海洋投入処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立て終了後の処分場についても、排水処理施設の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

8 公共関与による処理処分施設

横浜市では公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成5年から南本牧廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

また、将来の廃棄物最終処分先を引き続き確保するため、南本牧埋立地において、新たな処分場の設置について手続を進めています。

さらに、産業廃棄物のリサイクルを推進し最終処分量の減量化を図るため、神奈川県・川崎市とともに川崎市川崎区千鳥町に中間処理リサイクル施設を設置し、平成13年6月から受入れを行っています。

9 産業廃棄物処分場跡地利用

産業廃棄物処分場跡地も様々な土地利用の対象になっています。その中で、例えば、過去の土地に関する情報把握が不十分なまま開発等が行われ、掘削工事段階で産業廃棄物処分場跡地であったことが判明して、トラブルとなるケースもあります。

横浜市では、平成6年10月から「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」を施行し、これに基づく跡地利用指導を行ってきました。この要綱では、法規制対象外の処分場も対象としており、着工前の事前調査や対策計画の事前承認等を義務付けています。

また、平成15年度施行の「横浜市生活環境の保全等に関する条例」において、特定廃棄物処分場設置者による処分場に関する記録の作成と、当該処分場跡地を利用する者による届出等について義務付けを行いました。

こうしたなか、平成17年度の法改正により、廃棄物処分場跡地について、横浜市が「台帳整理」「指定」「公告」を行うこと、及び事業者が、「公告」等がされた処分場において開発行為等を行う場合には、横浜市に届出ることが、義務づけられております。

横浜市では、平成20年度に12箇所の処分場跡地について「公告」等を行っており、他の処分場についても、順次「公告」等を実施してまいります。

また、跡地利用についても、「廃掃法」「指導要綱」に基づき適正に指導を行ってまいります。

10 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、建設リサイクル法に基づく届出書等の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体における石綿対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事についても、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出の審査及び現場パトロール等により分別解体及び石綿対策等の指導を行っています。

- ・建設リサイクル法：平成12年5月31日公布
平成14年5月30日日本格施行
- ・指導要綱：平成17年11月14日制定
平成17年11月24日施行

届出等の件数

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
法	届出	6,269	6,720	7,584	7,220	6,187
	通知	1,693	1,305	1,302	1,395	1,431
計		7,962	8,025	8,886	8,615	7,618
要綱		—	479	1,612	1,572	1,412
計		7,962	8,504	10,498	10,187	9,030
現地指導調査		318	252	376	388	402

11 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が実施されました。

さらに、平成17年1月1日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準が遵守され、環境への影響が起きないように指導しています。

登録・許可業者数（平成21年3月末現在）

登録業者		許可業者	
引取業	936	解体業	59
フロン類回収業	134	破砕業	12

第7 研 修 ・ 厚 生

1 職員研修

各種研修により職員の資質向上に努めています。

- ・ 技能職員年齢別研修
- ・ 資源循環局指導員研修
- ・ 人権啓発研修
- ・ 新採用及び局配置転換職員研修
- ・ 普通救命講習（平成16年2月から、救急救命技術をマスターするために実施）
- ・ 応急手当普及員講習（平成16年5月に実施し、各事務所に配置）
- ・ 資源循環研修会

2 衛生管理

資源循環局の業務特性から、職員の健康確保のため、行政運営調整局にて実施する定期健康診断の他に、作業内容に応じた特別健康診断を実施します。

(1) 特別健康診断等

破傷風予防接種、じん肺健康診断、埋立処分地（硫化水素中毒予防）健康診断、腰痛健康診断

(2) その他

作業用被服のクリーニング、救急薬品の配付

3 事故防止対策

各種の労働衛生教育や諸施策を講じ、事故防止に努めています。

(1) 労働衛生教育等

交通安全講習会、安全作業マニュアル研修、運転適正検査

(2) 諸施策

安全衛生委員会、交通事故防止連絡会

4 その他

職員住宅を運営しています。

第8 (財)横浜市資源循環公社

廃棄物の適正な処理、処分と資源化再利用を行い、横浜市廃棄物処理事業の円滑な推進を支援するとともに、市民の快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的に、横浜市資源循環公社を設立し、事業を行っています。

1 概要

(1) 設立年月日

昭和 55 年 10 月 1 日

(2) 所在地

横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地の 56

横浜市みなとみらい 2 1・クリーンセンター 6 階

(3) 基本財産（平成 21 年 4 月 1 日現在）

10,000 千円

2 事業内容

(1) 南本牧廃棄物最終処分場管理運営事業

南本牧廃棄物最終処分場の管理並びに搬入される廃棄物の点検、検量、埋立処分及び処分費の徴収等を行っています。

(2) 廃棄物管路収集施設管理運営事業

みなとみらい 2 1 地区から排出される廃棄物を、空気の流れを利用した輸送システムにより収集する施設の管理運営を行っています。

(3) クリーンセンタービル管理事業

横浜市みなとみらい 2 1・クリーンセンタービルの事務室施設の管理を行っています。

(4) グリーンコンポスト施設管理運営事業

樹木をせん定した際に出る枝を粉碎・堆肥化し、グリーンコンポスト（土壌改良材）を製造し、緑化推進事業への利用と農家等への供給を行っています。

(5) 資源選別施設管理運営事業

分別収集により集められた資源物（缶・びん・ペットボトル等）の選別・資源化施設の管理運営を行っています。

(6) 粗大ごみ受付収集事業(収集区：港南・磯子・金沢・戸塚・栄)

市民から申込みを受けた粗大ごみを収集しています。また、市民が直接粗大ごみを持ち込むストックヤードの管理運営を行っています。

(7) 資源回収センター管理運営事業

資源物を資源集団回収や分別収集に出せない市民のために、随時受入れができる資源回収センターの管理運営を行っています。

(8) 神明台処分地スポーツ施設管理運営事業

神明台処分地のスポーツ施設及び多目的広場等の管理運営を行っています。

(9) 輸送事務所管理運営事業

横浜市が収集した家庭ごみを効率的に搬送するため、大型車に積み替えて焼却工場へ運搬する輸送事務所の管理運営を行っています。

(10) 指定管理者としてのリサイクル施設の管理運営事業

港南リサイクルプラザ、青葉リサイクルプラザ及び神奈川リサイクルコミュニティセンターの3つのリサイクル施設について、指定管理者として管理運営を行っています。

なお、神奈川リサイクルコミュニティセンターについては、エコライフかながわ活動機構との共同事業体として指定を受けています。

(11) 搬入土砂監視検査事業

建設発生残土の搬入土砂監視・検査を行っています。

(12) 南本牧処分場陸地部有効活用事業

処分場陸地化部分の一部をコンテナ用シャーシの置き場として貸し付ける事業を行っています。

第9 手数料関係

1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用

(平成21年4月1日現在)

種別	取扱区分	手数料		特別に及び	費用	徴収方法	
		通常の場合	額				
動物の死体 し尿	第26条第1項第4号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	1個につき	6,500円			その都度徴収する。	
		便器1基につき	3,000円			収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)または納入通知書により徴収する。	
動物の死体 以外の一般 廃棄物	(1) 第26条第1項第3号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合 (2) 第26条第1項第5号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合 (3) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	1キログラムにつき	26円			(1) 2か月を1期とし、納入通知書により徴収する。 (2) その都度徴収する。	
		事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額					(3) 収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)により徴収する。
		1キログラムにつき26円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第44条第3項の規定に基づき規則で定める額を加算する				処理が通常の方法により難しい場合	その都度徴収する。
産業廃棄物	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合 (2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわなないと市長が認めるとき (1) 南本牧産業廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物 (2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわなないと市長が認めるもの	1キログラムにつき	13円			その都度徴収する。	
		1立方メートルにつき	3,250円				
		1キログラムにつき	13円				
		1立方メートルにつき	3,250円				
	(1) 南本牧産業廃棄物最終処分場で処分する政令第6条第1項第3号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥 (2) 南本牧産業廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1キログラムにつき	13円			その都度徴収する。	
		1キログラムにつき	15円50銭				

2 ごみ処理手数料の推移

区分 施行年月	単 位	ごみ処理手数料	備 考
昭和 26.9	2 斗 入 (4.5kg)	5 円	昭和 26. 8 市じん芥条例の制定
29.10	〃	5 円	昭和 29.10 清掃法施行に伴う市条例の制定
33.12	5 キログラム	5 円	昭和 33.10 計量法改正に伴う改正
37. 4	1 キログラム	70 銭	昭和 37. 4 市清掃条例等改正(但し一般家庭は無料)
40. 8	〃	1 円	昭和 40. 8 市清掃規則の一部改正
41. 4	〃	2 円	昭和 41. 4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	〃	〔処分地搬入 1 円 50 銭 工場搬入 2 円〕 6 円	昭和 46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
49. 4	〃	〔処分地搬入 2 円 工場搬入 3 円〕 7 円	昭和 49. 2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
51. 4	〃	(施設搬入 3 円 50 銭) 11 円	昭和 50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 51. 1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	〃	(施設搬入 5 円) 15 円	昭和 52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	〃	(施設搬入 6 円) 17 円	昭和 58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5. 4	〃	(施設搬入 9 円 50 銭) 26 円	平成 4. 9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定
9. 1	〃	粗大ごみ 1 キログラムにつき 26 円を基準として規則で定める	平成 8. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正
13. 4	〃	(施設搬入 13 円)	平成 12.12 〃 平成 13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正

3 動物死体処理手数料の推移

区分 施行年月	単 位	動物死体処理手数料	備 考
昭和 26.9	1個につき	200円	昭和29.10 清掃法 昭和30.1 業者委託
41.4	〃	400円	昭和41.4 市清掃条例、規則の一部改正
47.2	〃	500円	昭和46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
51.4	〃	1,200円	昭和50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和51.1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
52.4	〃	1,500円	昭和52.2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53.4	〃	2,000円	昭和52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59.2	〃	2,500円	昭和58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5.4	〃	3,000円	平成4.9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の制定
13.4	〃	4,500円	平成12.12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 平成13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正
17.4	〃	6,500円	平成17.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正

